第4期多可町障がい者基本計画 第7期多可町障がい福祉計画 第3期多可町障がい児福祉計画

(素案)



令和6年1月

多可町

ごあいさつ

本町では、平成30年3月に障がい者基本計画及び障がい福祉計画(障がい児福祉計画を含む)を策定し、基本理念である「みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる」の実現に向けて施策を推進してまいりました。

この間、令和元年6月に障害者雇用促進法の改正、令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行、令和6年4月からは障害者総合支援法の一部が改正されるなど、国は障がい福祉のさらなる向上を目指して幅広い法改正を進めています。



一方で、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により障がい者を取り巻く環境は一変し、外出自粛等により社会参加活動等が大きく制限を受けました。長い困難を経て、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、ようやくコロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。この間、町民や事業者の皆様には感染防止対策にご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

こうした障がい者を取り巻くさまざまな環境の変化の中、このたび、障がい者基本計画及 び障がい福祉計画(障がい児福祉計画を含む)の見直しを行い、新たな計画を策定いたしま した。基本理念は引き継ぎ、障がいのある人が、住みなれた地域でその能力を最大限に発揮 し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できる安全・安心なまちづ くりを目指してまいります。

今後も町民の皆様とともに、この計画に沿った障がい福祉施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するに当たりまして、ご尽力をいただきました多可町障害者総合支援協議会計画検討部会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年1月

多可町長 吉田 一四

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	2
3. 国の基本計画について	4
4. 計画の位置づけ	6
5. 計画の期間	7
6. 障がいのある人の定義	7
第2章 障がいのある人等を取り巻く状況	8
1. 人口の推移	8
2. 障がい者の状況	9
3. 障がい福祉サービス等の状況	11
4. 町民アンケートの結果概要	16
5. 事業所、関係団体、学校園のアンケート結果概要	29
第3章 計画の理念と体系	35
1. 基本理念	35
2. 施策推進の基本的な視点	37
3. 施策体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 啓発と理解の促進	39
基本目標2 地域における生活支援の充実	43
基本目標3 保健・医療サービスの充実	50
基本目標4 安心で安全なまちづくりの促進	54
基本目標 5 就労の場の充実と支援体制の整備	61
基本目標6 ともに学び育つ教育環境の充実	65
基本目標7 誰一人取り残さないまちづくり	70
第5章 国の「基本指針」とサービス体系	75
1. 国の「基本指針」	75
2. 障がい福祉サービス等の体系	77
第6章 基本指針に基づく目標値	78
1. 成果目標について	78
2.成果目標に対する目標値	80
第7章 障がい福祉サービスの見込みと確保策	
1. 訪問系サービス	85
2. 日中活動系サービス	87
3. 居住系サービス	90
4. 相談支援	91

	5.発達障がい者等に対する支援		92
	6. 精神障がいに対する支援体制		
	7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み		
	8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み		00
	9. 地域生活支援事業		02
第	88章 障がい児福祉サービスの見込みと確保策		
	1. 障害児通所支援、障害児相談支援等		14
第	9章 計画の推進のために		16
	1. 計画の推進体制		
	2. 計画の評価・検証		16
第	5 10 章 資料編		17
*	・本計画においては、条約、法律名等を下記の通り表記	ひます。	
	正式名称	表記	
	障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	
-	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法	バリアフリー法	
	律		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	障害者総合支援法	
	めの法律		

障害者虐待防止法

成年後見制度利用促進法

読書バリアフリー法

医療的ケア児支援法

障害者情報アクセシビリティ・

コミュニケーション施策推進法

障害者雇用促進法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係

成年後見制度の利用の促進に関する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律

る施策の推進に関する法律

する法律

※ 本計画においては、法律に基づく用語については「障害」と表記し、それ以外の用語に ついては「障がい」と表記するように努めました。

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、障害者権利条約に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成 18 (2006) 年 12 月 13 日に国連総会において採択されました。我が国は翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成 23 (2011) 年に障害者基本法の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止(社会的障壁の除去)等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このようなさまざまな法整備や制度改革を経て、平成26(2014)年に条約に批准し、その後も国により障がい福祉の向上に向け、法律の見直しや新たな施策の検討が行われています。本町では、平成30(2018)年3月に「第3期多可町障がい者基本計画」、令和3(2021)年3月に「第6期多可町障がい福祉計画(第2期多可町障がい児福祉計画を含む)」を策定し、さまざまな障がい者施策を展開してきました。

上記計画について計画期間が令和5 (2023) 年度で終了することから、本町の障がい福祉施策のさらなる推進と充実を標榜するとともに、今後の障がい福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6(2024)年度を初年度とする「第4期多可町障がい者基本計画・第7期多可町障がい福祉計画・第3期多可町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

我が国においては、平成 18 (2006) 年の障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成 25 (2013) 年には新たに障害者総合支援法が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とすること等が定められました。

さらに、平成 24 (2012) 年 10 月には障害者虐待防止法、平成 28 (2016) 年4月には障害者差別解消法、同年5月には成年後見制度利用促進法が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成 28 (2016) 年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に発達障害者支援法の改正法が施行されました。平成 30(2018) 年度からは障害者総合支援法および児童福祉法の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元(2019)年の読書バリアフリー法施行、令和2(2020)年の障害者雇用促進法の改正法施行、令和3(2021)年の医療的ケア児支援法の施行、令和4(2022)年の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、令和5(2023)年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6(2024)年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

《近年の国の動き》

年	近年の主な動き
平成18 (2006) 年	障害者自立支援法の施行(4月1日) バリアフリー法の施行(12月20日)
平成23 (2011) 年	改正障害者基本法の施行(8月5日)
平成24 (2012) 年	改正児童福祉法の施行(4月1日) 障害者虐待防止法の施行(10月1日)
平成25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行(4月1日)
平成26 (2014) 年	障害者権利条約の発効(2月19日)
平成27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(1月1日)
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行(4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行(4月1日) 成年後見制度利用促進法の施行(5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法の施行(4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(6月13日)
令和元 (2019) 年	読書バリアフリー法の施行(6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行(6月19日)
令和3 (2021) 年	医療的ケア児支援法の施行(9月18日)
令和4(2022)年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (5月25日)
令和5(2023)年	障害者基本計画(第5次計画)の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行(4月1日)
令和6(2024)年	改正障害者差別解消法の施行(4月1日) 改正障害者雇用促進法の一部施行(4月1日)

3. 国の基本計画について

(1)障害者基本計画(第5次)の概要

国では、障害者基本法第 11 条に基づき「障害者基本計画 (第 5 次)」(計画期間: 2023~2027 年度)を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置づけています。

本町においても国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に向けた取組に努めることとします。

障害者基本計画(第5次)の概要

《基本理念》

障がいの有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の 実現

《各分野に共通する横断的視点》

- 1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 2. 共生社会の実現に資する取組の推進
- 3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 4. 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 5. 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- 6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

- 1. 連携・協力の確保
- 2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障がい者施策の基本的な方向》

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2. 安全・安心な生活環境の整備
- 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4. 防災、防犯等の推進
- 5. 行政等における配慮の充実
- 6. 保健・医療の推進
- 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8. 教育の振興
- 9. 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害者基本計画(第5次)で追加・充実された項目や視点(概要)

■障害者基本計画(第5次)について基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、 行政機関相互間の連携強化、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

■各分野における障がい者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障がいを有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障がい等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障がい児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎瞳がい者の文化芸術活動に対する支援、障がい者の優れた芸術作品の展示棟等の推進
- ◎地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

4. 計画の位置づけ

○多可町障がい者基本計画【6か年計画】

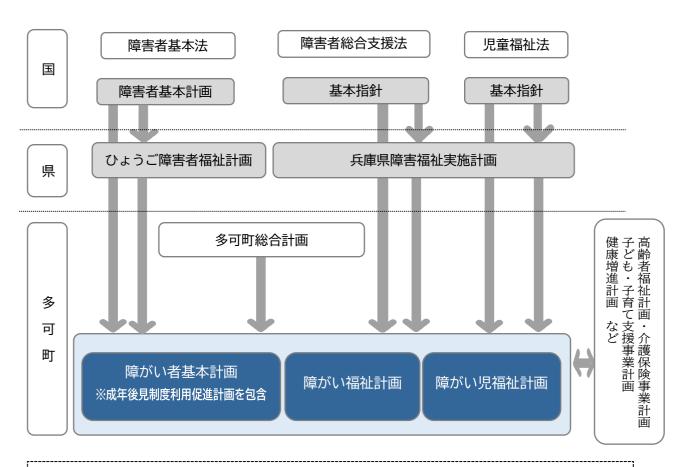
障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策 全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

○多可町障がい福祉計画【3か年計画】

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

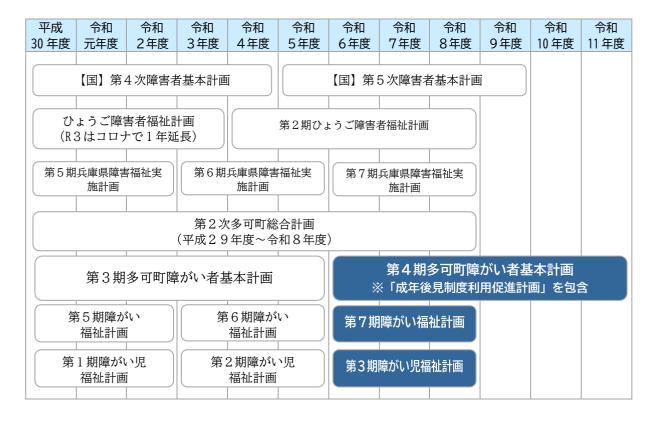
○多可町障がい児福祉計画【3か年計画】

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



なお、本計画は実効性の観点から、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して一体的に策定することとします。

5. 計画の期間



6. 障がいのある人の定義

本計画では、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を「障がいのある人」と定義します。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者です。

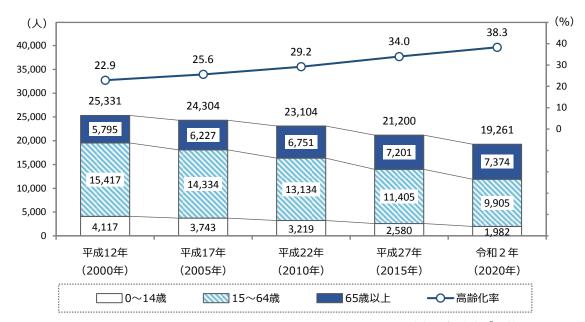
障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支えあいから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支えあいを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障がい福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

第2章 障がいのある人等を取り巻く状況

1. 人口の推移

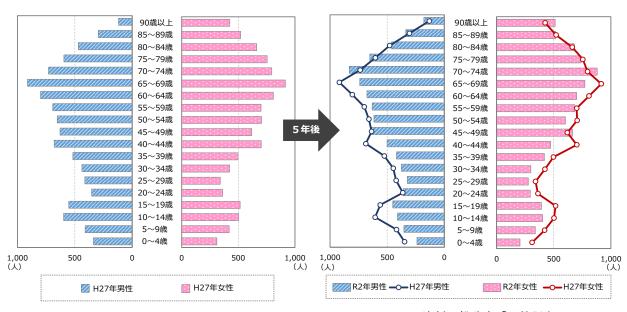
本町の総人口は減少で推移しています。年齢三区分別に見ると、「0~14歳」(年少人口) と「15~64歳」(生産年齢人口)は減少、「65歳以上」(老年人口)は増加で推移しています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆



資料:総務省「国勢調査」

◆人口ピラミッド◆



資料:総務省「国勢調査」

2. 障がい者の状況

(1)障がい者手帳所持者数の推移

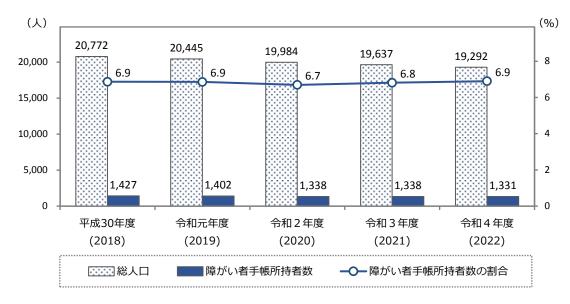
各手帳数の推移について、「身体障害者手帳」は減少、「療育手帳」及び「精神障害者保健 福祉手帳」は増加で推移しています。

また、総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合は6.7~6.9%で推移しています。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総人口	人	20,772	20,445	19,984	19,637	19, 292
身体障害者手帳	人	1,068	1,027	959	943	924
	割合	5.1%	5.0%	4.8%	4.8%	4.8%
療育手帳	人	224	237	236	246	254
炼 月 丁 阪 	割合	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%
生地陪审老师 母短加毛框	人	135	138	143	149	153
精神障害者保健福祉手帳	割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
の存む、人主	人	1,427	1,402	1,338	1,338	1,331
3 障がい合計	割合	6.9%	6.9%	6.7%	6.8%	6.9%

資料:多可町(各年度3月31日現在)

◆総人口と障がい者手帳所持者数の推移◆



資料:多可町(各年度3月31日現在)

(2) 自立支援医療(精神通院)受給者の状況

自立支援医療(精神通院)受給者の状況について、令和5年3月31日現在、受給者は246人となっています。

◆自立支援医療(精神通院)受給者数◆

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
受給者数	229	238	265	251	246

資料:多可町(各年度3月31日現在)

(3) 難病患者の状況

難病とは、昭和47年に定められた「難病対策要綱」により、(1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のことをいいます。

難病に対する医療費助成として特定疾患治療研究事業が進められてきましたが、対象となる病気の数の増加や対象患者数の増加などから持続可能な制度として、平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立しました。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では難病について「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」と定義されています。

特定医療費(指定難病)受給者数は年々増加傾向で、令和4年度には 158 人となっています。また、小児慢性特定疾病医療受給者数は 11 人となっており、本町の難病患者の総数は 169 人となっています。

◆難病患者数の推移◆

(単位:人)

	特定医療費(指定難病)受給者数	小児慢性特定疾病医療受給者数	計
平成 30 年度	147	12	159
令和元年度	146	14	160
令和2年度	151	15	166
令和3年度	146	15	161
令和4年度	158	11	169

資料:多可町(各年度3月31日現在)

3. 障がい福祉サービス等の状況

(1)施設入所支援の利用状況

平成5年4月1日現在の利用人数は25人であり、うち8人が町内の施設を利用しており、他17人が町外の施設を利用しています。

◆障がい者支援施設の利用状況◆

(単位:人)

圏域分類	所在地	事業所数	利用人数
北播磨圏域内	多可町内	2	8
	多可町外	2	6
北播磨圏域外	-	6	11

資料:多可町(令和5年4月1日現在)

(2) 地域活動支援センターの利用状況

令和5年4月1日現在の利用人数は3人であり、そのすべてが町外の施設を利用しています。

◆地域活動支援センターの利用状況◆

(単位:人)

圏域分類	所在地	事業所数	利用人数
北播磨圏域内	多可町内	-	-
	多可町外	1	2
北播磨圏域外	-	1	1

資料:多可町(令和5年4月1日現在)

(3) グループホームの入居状況

町内にグループホームは5か所整備されており、町内のグループホームを利用されている人は11人、町外のグループホームを利用されている人は16人となっています。全体として、グループホームの利用が高まってきています。

◆グループホームの入居状況◆

(単位:人)

圏域分類	所在地	事業所数	利用人数
北播磨圏域内	多可町内	5	11
	多可町外	5	10
北播磨圏域外	-	4	6

資料:多可町(令和5年4月30日現在)

(4)補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は、身体障がい者の失われた部位や障がいのある部位を補い、日常生活や職業生活を容易にするために行っています。

令和4年度の補装具の交付状況について、障がい者は20人、障がい児は6人となっています。また、修理の状況について、障がい者は9人、障がい児は3人となっており、合計38人の制度利用者は過去5年の間で最少となっています。

◆補装具の交付・修理の状況◆

(単位:件)

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
交付	障がい者	15	23	15	16	20
交到	障がい児	15	15	16	9	6
松加	障がい者	16	14	12	8	9
修理	障がい児	3	3	7	6	3
合	計	49	55	50	39	38

資料:多可町(各年度3月31日現在)

(5) 障がい児の就学の状況

① 特別支援学級の設置状況

◆特別支援学級の設置状況◆

(単位:人)

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	
知的障がい	小学校	学級数	4	6	5	6	6
		児童数	23	23	23	24	25
YUUNB Nav .	T 354+	学級数	3	3	3	3	3
	中学校	生徒数	8	9	10	10	11
	小学校	学級数	4	5	5	5	5
情緒障がい	小子仪	児童数	15	18	19	22	22
	-1-344-1-	学級数	3	3	3	3	3
	中学校	生徒数	10	6	8	10	9
	小学校	学級数	0	1	1	1	1
難聴	小子校	児童数	0	1	1	1	1
美田423 	中学校	学級数	0	0	0	0	0
		生徒数	0	0	0	0	0
	小学校	学級数	1	2	2	2	1
肢体不自由	小子饮	児童数	1	2	2	2	1
放体小自由	中学校	学級数	0	0	0	0	1
		生徒数	0	0	0	0	1
	小学校	学級数	1	1	0	0	0
		児童数	1	1	0	0	0
弱視	中学校	学級数	0	0	0	0	0
		生徒数	0	0	0	0	0

資料:多可町(各年度5月31日現在)

② 特別支援学校への就学状況

◆特別支援学校への就学状況◆

(単位:人)

学抗力	所在地	多可町からの在学者数				
学校名		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
兵庫県立北はりま特別支援学校	多可町	0	9	11	10	30
兵庫県立高等特別支援学校	三田市	0	0	0	0	0
兵庫県立和田山特別支援学校	朝来市	0	0	0	0	0
兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	姫路市	0	0	0	0	0
兵庫県立視覚特別支援学校	神戸市	0	0	1	1	2

資料:多可町(令和5年5月1日現在)

(6) ボランティアの活動状況

本町では現在、以下の障がい福祉のボランティアグループ等がボランティアセンターに 登録され、活動されています。

障がい福祉の分野において、ボランティアグループ等の活動が期待されているところであり、積極的な参加となるよう施策を行うことが必要です。

◆ボランティアの活動状況◆

(単位:人)

	団体名	会員数	活動内容	
1	多可手話サークル	27	手話	
2	きんもくせい	11	朗読	
3	せせらぎ	12	朗読	
4	草笛の会	5	朗読	
5	OHP多可	3	要約筆記	
6	西脇点訳友の会	20	点訳	
7	レーブセマンス	8	レクリエーション	
8	華グループ	5	V 7 9 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	
9	個人ボランティア	21	S-CUBE との交流	
10	ふきのとう	6		
11	ともしび会	11	みどりの家との交流	
12	AMY	4	かとりの多との文化	
13	スイートピー	3		
14	個人ボランティア	15	あすなろの郷との交流	
15	あすなろ	1	行事手伝い	

資料:多可町(令和5年3月31日現在)

4. 町民アンケートの結果概要

本計画を策定するに当たり、障がい福祉サービスの利用実態や障がいに関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的としてアンケートを実施しました。以下に結果概要を示します。

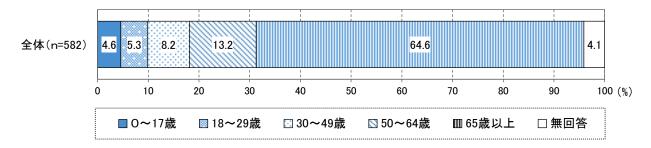
◆調査期間:令和5年8月7日~8月21日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	1,272票	582 票	45.7%

(1)年齢・家族構成など

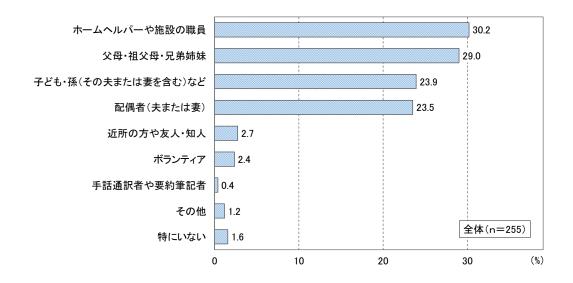
① 年齢

年齢は、「65歳以上」が64.6%と最も高く、次いで、「50~64歳」(13.2%)、「30~49歳」(8.2%)の順となっています。



② 介助者

介助してくれる方は、「ホームヘルパーや施設の職員」が30.2%と最も高く、次いで、「父母・祖父母・兄弟姉妹」(29.0%)、「子ども・孫(その夫または妻を含む)など」(23.9%)の順となっています。

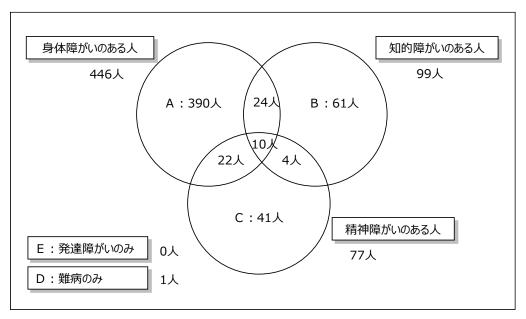


(2) 障がいの状況について

① 調査対象者のプロフィール

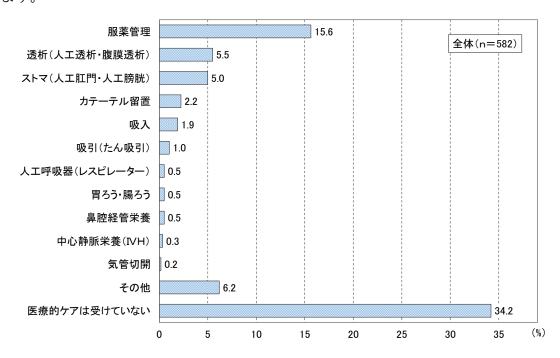
582 人のうち、身体障がいのある人が446 人、知的障がいのある人が99 人、精神障がいのある人が77 人、また、重複障がいのある人が60 人となっています。

また、難病のみは1人、発達障がいのみは0人となっています。



② 現在受けている医療ケア

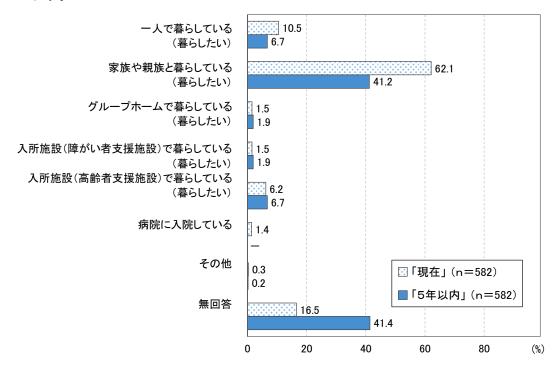
現在受けている具体的な医療ケアは、「服薬管理」が15.6%と最も高く、次いで、「透析 (人工透析・腹膜透析)」(5.5%)、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」(5.0%)の順となって います。



(3) 住まいや暮らしについて

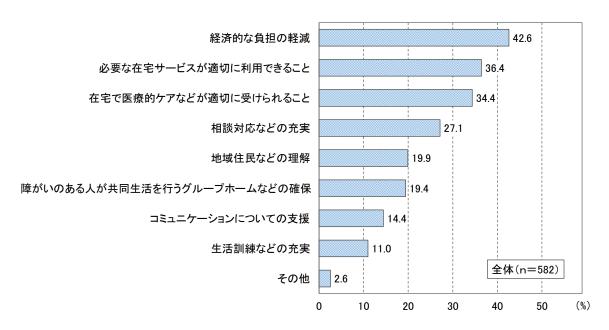
① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている(暮らしたい)」の割合が最も高くなっています。



② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が 42.6%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(36.4%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」(34.4%) の順となっています。



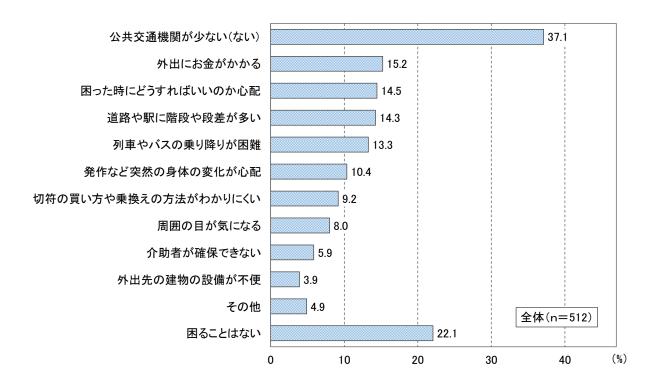
◆調査結果から見える「住まいや暮らし」に関するポイント

- ・暮らしの場所について、現在はひとり暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内 という先のことになると無回答の割合が高まっており、先のことについて想定しきれな い方の割合が高まっています。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的支援、在宅サービスの充実、在宅で の医療的ケア体制の充実等が挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに 対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

(4)日中活動や就労について

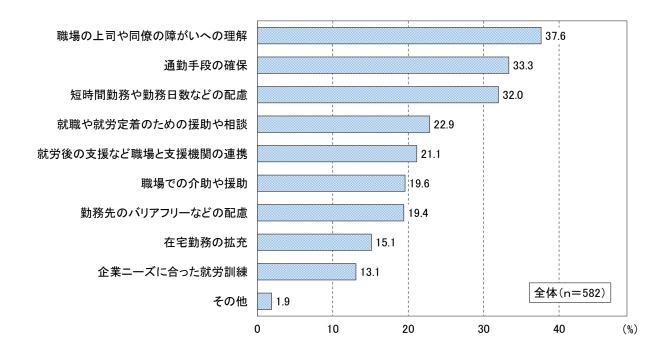
① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「公共交通機関が少ない(ない)」が 37.1%と最も高く、次いで、「外出にお金がかかる」(15.2%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(14.5%)の順となっています。



② 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が37.6%と最も高く、次いで、「通勤手段の確保」(33.3%)、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(32.0%)の順となっています。



◆調査結果から見える「日中活動や就労」に関するポイント

- ・外出したとき困ることについて、公共機関が少ないことや経済的負担、困ったときにど うすればよいか不安等が上位に来ています。障がいのある人が地域の中で生活するため、 公共交通の維持や道路・公共施設等のバリアフリー化、障がいのある人の社会参加を促 す取組を推進する必要があります。
- ・就労支援として必要なことについて、職場の理解、通勤手段の確保、勤務への配慮等の 割合が高くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進め、障がいの ある人も個性を生かした就労ができるように努める必要があります。

(5) 障がい福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「タクシー運賃の助成」が11.7%と最も高く、次いで、「日常生活用具・補装具給付」(9.1%)、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」・「相談支援」(7.0%で同率)の順となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「タクシー運賃の助成」が 18.6%と最も高く、次いで、「相談支援」(17.5%)、「日常生活用具・補装具給付」(16.7%) の順となっています。

<現在利用中> <今後利用したい> 4.5 居宅介護(ホームヘルプ) 10.3 0.9 重度訪問介護 6.2 1.4 同行援護 3.6 4.5 1.4 行動援護 0.5 5.5 重度障害者等包括支援 10.0 6.9 生活介護 7.0 自立訓練(機能訓練、生活訓練) 11.7 2.1 就労移行支援 6.4 6.9 就労定着支援 0.9 就労継続支援(A型) 5.8 1.5 2.4 就労継続支援(B型) 5.7 自立生活援助 4.6 1.4 6.5 2.4 療養介護 13.1 4.1 短期入所(ショートステイ) 2.6 共同生活援助(グループホーム) 6.2 8.8 施設入所支援 3.3 17.5 相談支援 7.0 居宅訪問型児童発達支援 0.0 0.0 児童発達支援 1.7 1.0 1.2 放課後等デイサービス 0.5 0.3 保育所等訪問支援 0.2 0.3 医療型児童発達支援 10.0 移動支援 1.7 7.9 日中一時支援 1.9 訪問入浴 5.8 0.0 5.2 地域活動支援センター 1.5 16.7 日常生活用具•補装具給付 9.1 2.7 コミュニケーション支援 0.3 タクシー運賃の助成 18.6 11.7 50 (%) 0 10 20 30 40 (%) 50 40 30 20 10

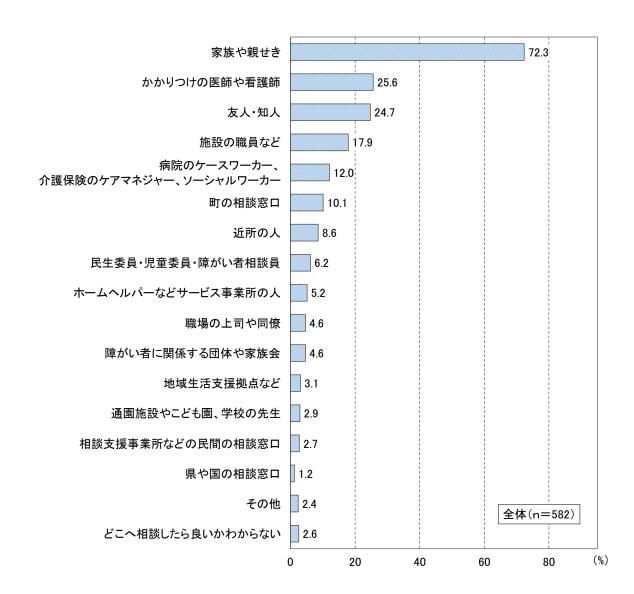
◆調査結果から見える「障がい福祉サービス等の利用」に関するポイント

- ・現状のサービスの利用状況は、今後の利用意向と比べて高いとは言えない状況ですが、 今後利用したいサービスの結果から、利用ニーズはかなり見受けられます。障がいのあ る人が必要なときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保が求め られます。
- ・町が独自で実施する「タクシー運賃の助成」について、利用状況・利用意向ともにニー ズが高く、今後も取組の継続が求められます。

(6) 相談相手や情報の入手について

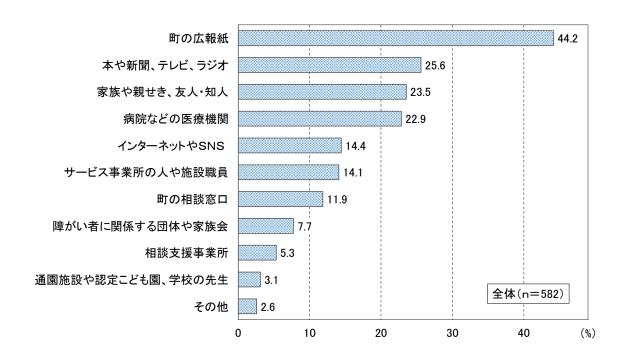
① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が 72.3%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」(25.6%)、「友人・知人」(24.7%) の順となっています。



② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「町の広報紙」が44.2%と最も高く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」(25.6%)、「家族や親せき、友人・知人」(23.5%)の順となっています。



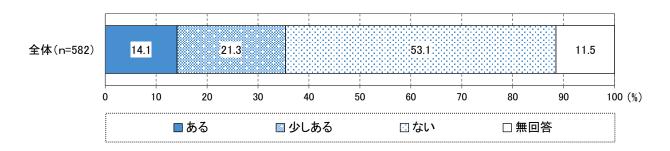
◆調査結果から見える「相談相手や情報の入手」に関するポイント

- ・悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師」「友人・知人」の割合が高くなっています。一方、公的機関の相談窓口については「町の相談窓口」が10.1%とそれほど高いとは言えないため、ニーズに対応した相談支援体制と窓口の職員の資質向上に努める必要があります。
- ・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、「町の広報紙」が最も高く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」となっています。「インターネットやSNS」の割合は高いとは言えません。障がいのある人や介護者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な方も多いと推測されます。したがって、ホームページ等の充実も必要ですが、広報紙や「たかテレビ」等の情報の充実が求められます。また、視覚障がい等の方に配慮した情報発信(音声等)の充実も必要とされます。

(7)権利擁護について

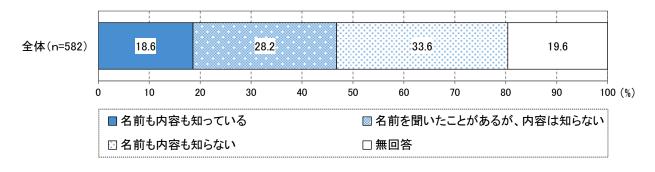
① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が53.1%と最も高く、次いで、「少しある」(21.3%)、「ある」(14.1%) の順となっています。



② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前も内容も知らない」が33.6%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.2%)、「名前も内容も知っている」(18.6%)の順となっています。



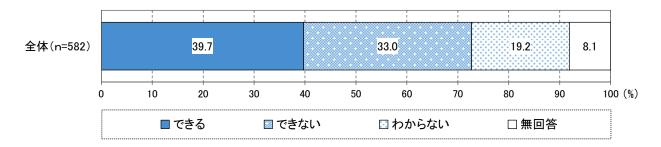
◆調査結果から見える「権利擁護」に関するポイント

- ・差別や嫌な思いをした経験について、「ある+少しある」の割合は 35.4%と約3人に1 人の方が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、 障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、町民の意識向上を図る必要があります。
- ・成年後見制度について、「名前も内容も知っている」方は 18.6%にとどまっていること から、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

(8) 災害時の避難等について

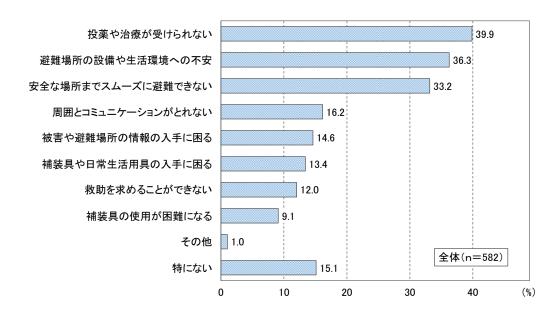
① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が 39.7%と最も高く、次いで、「できない」(33.0%)、「わからない」(19.2%)の順となっています。



② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」が39.9%と最も高く、次いで、「避難場所の設備や生活環境への不安」(36.3%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(33.2%)の順となっています。



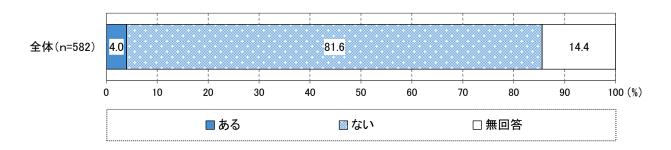
◆調査結果から見える「災害時の避難等」に関するポイント

- ・災害時に一人で避難できるかについて、「できない+わからない」の割合は 52.2%となっていることから、地域における支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個々の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで、「避難場所の設備や生活環境への不安」や「スムーズに避難できない」となっていることから、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保に努める必要があります。

(9) 虐待について

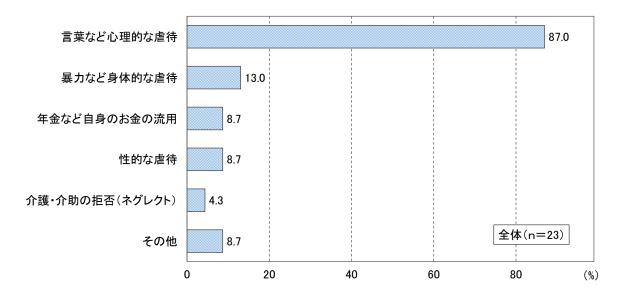
① これまでに虐待を受けたことがあるか

これまでに虐待を受けた経験は、「ある」が4.0%、「ない」が81.6%となっています。



② (虐待を受けたことがある方) それはどのような内容か

虐待の内容については、「言葉など心理的な虐待」が87.0%と最も高く、次いで、「暴力など身体的な虐待」(13.0%)、「年金など自身のお金の流用」・「性的な虐待」(8.7%で同率)の順となっています。



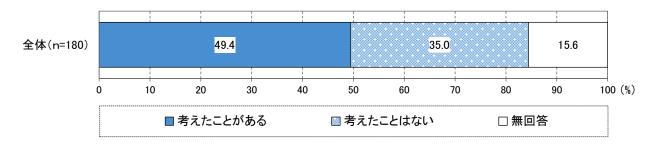
◆虐待に関するポイント

・虐待の内容として「言葉などの心理的な虐待」の割合が最も高くなっていますが、身体 的な虐待、資産の流用や性的な虐待、ネグレクト等のさまざまな虐待も見られることか ら、相談支援体制の充実と適切な支援につながる体制づくり等による早期発見・早期対 応が求められます。

(10) 身近な介助者の亡き後について

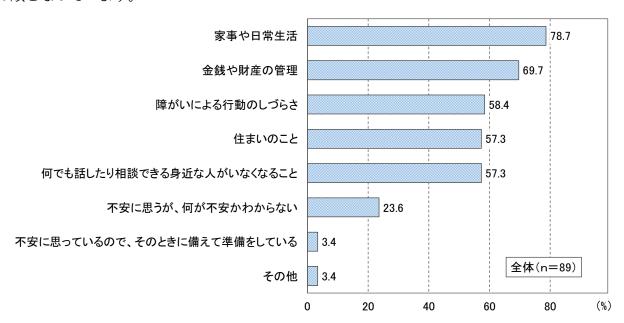
① 身近な介助者がいなくなった場合のことを考えたことがあるか

身近な介助者がいなくなった場合について、「考えたことがある」が 49.4%、「考えたことはない」が 35.0%となっています。



② 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が 78.7% と最も高く、次いで、「金銭や財産の管理」(69.7%)、「障がいによる行動のしづらさ」(58.4%)の順となっています。



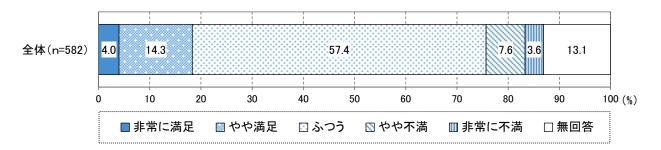
◆身近な介助者の亡き後に関するポイント

・いわゆる「親亡き後」の問題については、将来を考えることで当事者の不安を増大させ る等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において 安心した生活が過ごせる環境づくりや、当事者自身の置かれている状況に応じた自立支 援を行っていく必要があります。

(11) 町の施策について

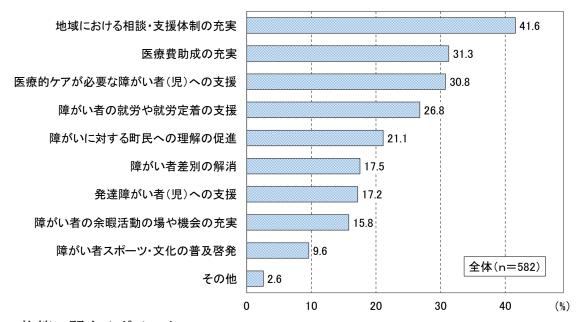
① 町の障がい福祉の取組についての満足度

町の障がい福祉の取組への満足度について、「ふつう」が 57.4% と最も高く、次いで、「や や満足」(14.3%)、「やや不満」(7.6%)の順となっています。



② 障がい福祉に関して優先すべき町の施策

障がい福祉に関して優先すべき町の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が 41.6%と最も高く、次いで、「医療費助成の充実」(31.3%)、「医療的ケアが必要な障が い者(児)への支援」(30.8%)の順となっています。



◆町の施策に関するポイント

・町の施策の満足度について、"非常に満足+やや満足"は18.3%、"やや不満+非常に不満"は11.2%となっています。また、優先すべき施策では、地域における相談・支援体制や医療費助成の充実、医療的ケアに関する支援を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

5. 事業所、関係団体、学校園のアンケート結果概要

本計画を策定するに当たり、日頃、町内の障がい者(児)を取り巻く活動をしている事業所、関係団体、学校園の皆様に対して、現場で抱える問題点や課題、今後の方向性などをお聞きし、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として記述式でアンケートを実施しました。以下に結果概要を示します。

◆調査期間:令和5年8月3日~9月6日

対象	配布方法	配布数	回収数	回収率
事業所	郵送法	19 票	8票	42.1%
関係団体	郵送法	11 票	10 票	90.9%
学校園	郵送法	16 票	12 票	75.0%
計		46 票	30 票	65.2%

■事業所へのアンケート

調査項目	回答
①利用者について	・利用者確保のため、広範囲での送迎に対応するための運転手・送 迎車の確保が課題となっています。送迎の車両購入に当たっての 補助事業の充実を検討したり、運転手確保のための求人情報を発 信していくことがより一層求められています。
②事業運営について	・報酬単位が見合っていないため採算が取れない等、厳しい経営環境にあることから、多くの事業所で職員の確保に苦慮していることを課題に挙げています。 ・職員の高齢化が進んでおり、待遇改善を図りながら、次世代の職員をどう確保し育成していくかが課題となっています。 ・就労継続支援A型の事業所は、近年の利用者の紹介・見学の減少を課題に挙げており、本町の障がい当事者のニーズを的確に捉え、サービス提供体制の根本的な見直しが求められています。
③サービスや活動に ついて	 ・利用者のニーズや変化に対応したサービス提供や職員の介護力の 向上が図れておらず、事業所で人材確保の難しさが課題となって います。 ・就労継続支援B型の事業所では、利用者の工賃向上に向け、独自 の商品の開発を積極的に行っていますが、周知を図るための営業 活動の不足が課題となっています。 ・事業所職員の質の向上のために、専門職の定期的な派遣を望む声 が出ています。今後、障がい者介護に携わる職員を含め、町民が 障がいのある人への認識を深めるための取組が期待されていま す。

調査項目	回答
	・関係事業所との情報交換や事業所見学を望む声があります。また、
④関係機関との連携	本町を含め近隣地域でどれだけのニーズがあるかを知りたいと
	いう声があります。
	・就労継続支援A型・B型だけではなく、仕事はしたいけど、バリ
	バリ働こうとは思わない方が利用できる、地域活動支援センター
 自由記述	以上~就労継続支援B型未満のような事業所があればいいので
日田記处	はないかという意見があります。
	・グループホーム建設・改築の助成制度を拡充してほしいという要
	望があります。

■関係団体へのアンケート

調査項目	回答
	・多くの団体で、会員数や参加者の高齢化及び固定化が問題となっ
	ています。
	・町内での支援を継続して意欲的に取り組みたい団体が多いです
①活動上の課題	が、課題を抱えている人とつながることができておらず、マッチ
	ングの方法が課題です。
	・人材不足を課題にあげる団体もある一方で、今後も堅実な運営が
	見込まれる団体もあります。
	・障がいのある方が用いる制度や計画、支援場所について、一層の
	周知が必要です。
	・地域住民の方に、疑似体験活動や講座を通して、知的・発達障が
	いや聴覚障がい、オストメイト等への理解が進むよう、啓発して
②啓発広報について	いく必要があります。
	・利用者確保のため、広範囲での送迎に対応するための運転手・送
	迎者の確保が課題となっています。送迎の車両購入に当たっての
	補助事業の充実を検討したり、運転手確保のための求人情報を発
	信していくことがより一層求められています。
	・障がい者の就労や日常生活の様子を広く理解し、就労機会の提供
③雇用・就業の促進	につなげる必要があります。
について	・合理的配慮を受けながら仕事ができる環境を求める声が多く、受
	け入れ側の体制整備が求められています。
	・今後の保健・医療体制については、福祉医療助成事業や福祉用具
④保健・医療体制の 整備について	助成事業といった、現在の体制を維持継続することが求められて
正川に ノい (います。

調査項目	回答
⑤教育・育成の充実	・専門職相談窓口の所在がわからない、広域連携で専門的な学習や
	支援を推進してほしいという声があります。また、多様な障がい
しついて	の理解を促進することが求められています。
	・町内の学校において、障がい者の理解やコミュニケーション方法、
	合理的配慮についての教育が必要です。
	・多くの団体がグループホームの建設や専門のヘルパーの養成、障
 ⑥地域生活支援の充	がい者の自立を支援する施設の設立を求めています。
実について	・障がい者の生活の多様性を学び、障がい者理解を促すために、多
X C MC	様なトイレの導入や診療所や病院等に対話を文字化する機器の
	設置が求められています。
	・障がいの有無を超えて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイ
⑦生活環境の整備に	ンの公共施設が求められています。
ついて	・公共施設に対話を文字化する機器を設置する等、情報のアクセシ
	ビリティ確保のための工夫が求められています。
	・障がいのある人が利用しやすい公共交通とするために、さまざま
⑧移動交通手段の充実	なバリアを考慮し、他市町の交通手段の優良事例も参考にして、
	支援を行う必要があります。
9生活の安全確保と	・障がい者への理解が不足しているため、住民に対する広報が求め
権利擁護の推進につ	られています。
いて	・障がい特性に配慮した交通の利便性が図られておらず、移動支援
010	の充実が求められています。
	・町内の情報が平等に得られていない状況があり、手話通訳者・要
 ⑩情報・コミュニケ	約筆記者の確保・育成が求められています。
一ションについて	・情報のアクセシビリティ向上のため、社協や町役場等の窓口に、
	UDトークやレルクリアといった、対話を文字化する機器の設置
	が求められます。
⑪スポーツ・文化活	・障がい者スポーツの指導者養成が求められています。
動の振興について	・障がいのある人がスポーツ・文化活動の楽しさを享受するために、
	合理的配慮に基づく、情報保障の改善が求められています。

■学校園へのアンケート

調査項目	回答
	・障がいの多様化と重度化により、高度な専門性が求められており、
	特別支援学校において、著しい行動障がいや精神面でのケアが必
	要な児童への対応もあるため、児童・生徒に関する情報共有や共
	通理解を図り、一貫した支援をしていくことが課題となっていま
	す。
	・近隣に障がい児専門の医療機関・療育機関が少なく、幼少期から
	の継続した適切な療育が受けづらい環境にあり、引き続き、関係
	機関の利用方法について情報提供が必要です。
	・町内小中学校では、特別支援学級の児童数が増え、教員の数が不
	足しています。そのため、個別支援が困難であり、時間割も通常
①活動上の課題	学級中心で個別支援の確保が課題となっています。また、児童の
()治勤工の議選	特性を理解するための場が不足しており、特別支援教育に対する
	理解を深める必要があります。
	・教員の業務負担が大きいことから、外部との連携が難しく、課題
	となっています。
	・こども園・保育施設においては、人材確保が難しく、加配職員の
	配置が不安定です。専門的な知識の習得も課題との声が挙がって
	います。
	・保護者へのアプローチとして、見極めの難しい事例もあるなかで、
	保護者の理解が得られづらいことが要因で、相談先が限られてし
	まうこともあり、保護者との関係性の構築や支援のあり方が課題
	となっています。
	・障がいのある児童やグレーゾーンの児童の保護者に対して、障が
	いの制度やサポートについて情報を発信してほしいという声が
	あがっています。特に乳幼児を持つ保護者が早期発見や療育につ
②啓発広報について	なげるために情報の提供が必要です。
	・障がいの制度について周知が求められており、具体的には、福祉
	医療助成事業や特別支援教育に対する正しい理解、バリアフリ
	ー、インクルーシブ教育、ユニバーサルデザインなどの概念につ
	いて正しい周知が求められています。
	・障がい者施策についての情報が広まれば、理解が進むのではない
	かという期待もあり、地域の理解推進や地域協力も重要です。

調査項目	回答
	・町内に障がい者雇用を促進する企業や事業所を増やすことが求め
	られています。企業との連携や補助などの支援を検討する必要が
	あります。
	・児童・生徒の進路選択の幅を広げるために、障がい児が作業をし
	ている様子を企業の方に見てもらう機会の提供が必要です。
③雇用・就業の促進	・進学や就職の状況を積極的に公開し、保護者向けの講演会や体験
について	の場を開催して、進路についての情報を提供してほしいとの声が
	あります。本町に、どんな企業や仕事があるのかを広く知らせ、
	障がいを持った方々が働ける職場を増やし、社会参加できる支援
	体制を整えることが課題となっています。
	・特別支援学校では就職に力を入れており、企業との連携や補助な
	どの支援を進めてほしいという要望があります。
	・福祉医療助成事業を今後も維持継続することが必要です。
 ④保健・医療体制の	・療育機関・医療機関を増やしてほしいとの要望があります。
整備について	・障がいのある児童の早期発見・早期療育につながるため、保護者
III WIGHT OF C	の妊娠時からの「発達と障がい」についての意識啓発が求められ
	ます。
	・特別支援教育の専門家による研修や校内支援の充実が求められて
	います。具体的には、クラス編成の見直しや正規職員の配置、生
	活補助員の増員、スクールカウンセラーの配置を要望する声が挙
	がっています。 特別士操党の公開党の工程の大字 担款の席名の乗ばられる。
⑤教育・育成の充実	・特別支援学級や通常学級の支援の充実、相談や療育の受けられる 環境整備を求められており、普通高校での特別支援教育の充実が
について	望まれています。学校間にばらつきなく、統一された指導を受け
	られる環境整備が必要です。
	・園巡回相談の継続を希望する声があり、その他にも、家庭での関
	わり方のアドバイスを受ける場や、地域での見守り体制の充実が
	求められています。
	・特別支援学校からは、町行政の児童・生徒への見守りに対する評
	価と、継続した支援を求める声があります。
	・子どもへの関わりに不安や心配を抱えている家庭への、相談や学
⑥地域生活支援の充 実について	習会の提供や、地域支援をしてくださる方の多方面でのボランテ
	ィア活動機会の充実など、地域での見守り体制の充実が望まれて 、、
	います。
	・支援学校・支援級の卒業生の就職先や支援内容の提供が必要です。
	・放課後等デイサービスや病気時の一時預かりの充実が求められて
	います。

調査項目	回答
⑦生活環境の整備に ついて	 ・特別支援学級の児童数は増加傾向であり、今後、一人ひとりの児童が落ち着いて学習できる教室の確保が必要です。 ・車いすで通行できる環境整備や、公共施設のバリアフリー化が必要です。 ・放課後の児童の預かり場所の充実や、介護者である保護者のワークライフバランスを支援し、地域ぐるみで支える試みが必要です。
⑧移動交通手段の充実	・学校園の多くが、障がい児・者の通学や通勤をサポートする体制 の強化を求めています。具体的な要望としては、一人での通学が 困難な場合のフォロー体制の整備や、バス停周辺の設備改善が挙 げられています。 ・現在は家族の送迎や自力での通学が行われていますが、家族の都 合や本人の障がいの多様化と重度化を鑑みると、今後、フォロー 体制の強化が求められます。
⑨生活の安全確保と 権利擁護の推進につ いて	 ・障がい者差別について教師や保護者に周知し、考える機会を設定する他、紅葉マークや耳マーク、ヘルプマークやサポートマークの広報を希望する声が挙がっています。 ・幼少期からの障がいの有無を超えた環境づくりが望まれており、権利擁護の推進のために、障がい者差別についての勉強の場や推進、手話に興味を持てる環境づくりが期待されています。 ・予期せぬ災害に備えて、家庭で話し合い、対策を練るために、災害時の対応について情報の提供が求められています。
⑩情報・コミュニケ ーションについて	 ・手話通訳者や要約筆記者の育成が求められています。また、役場に手話通訳者を配置することで、手話の伝達を学校関係者に対して行い、手話を一つの言語として位置づける環境整備が求められます。 ・サポートファイルとは別で、支援内容のあらましを示した資料や子育てふれあいセンターとの連携が求められています。 ・介護者には、身体的な負担をはじめ、孤立感、経済問題、精神的健康問題等がのしかかっており、心理上の存在が必要との声があります。町として、適切な支援体制や情報提供、心理的サポートを行い、「サポートファイルを持つ=ケアマネがつく」という関係で生涯にわたるケアを確立する必要があります。
①スポーツ・文化活 動の振興について	・成人後も障がいのある方々が、スポーツや文化的行事等にふれあ える機会の提供が必要です。具体的には、障がい者スポーツの指 導者の養成や安全な広場の作成、ニュースポーツの普及、障がい 者スポーツの体験やアスリートとの交流の促進が求められてい ます。

第3章 計画の理念と体系

1. 基本理念

この計画は、ライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、 自らの意思で選択し、行動し、可能な限り自立した生活を創造するための「リハビリテーション」の理念と、障がいは単なる身体的又は精神的属性で誰もがその可能性を持つものであり、常に、障がいのある人もない人もともに生活できる社会こそが正常な社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本理念とします。

そして、障がいをもつ人や高齢者、子育て世帯、生活困窮者など、地域に暮らすあらゆる 人がともに生きていくという「ソーシャルインクルージョン」の理念をもとに、行政や医療・ 福祉機関、地域団体、企業などが連携して、地域社会をつくっていくことを目指します。

さらに、障がいの有無や、それぞれの違いを超えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりを進め、障がいのある人が、住みなれた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できる「ユニバーサルデザイン」によるまちづくりの実現に向け、取組を進めます。

また、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの目標は、「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「住み続けられるまちづくりを」など、障がい福祉にも通じるものであり、この計画の実施を通じて取組を進めます。

◆本計画の基本目標

みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる

『この計画は何のためにつくるんだろう?

この計画が推進されると多可町はどんなまちになるんだろう?

それは、きっと「みんなが笑顔ですごせるまち」になるんです。』

そう言える町をつくりたいという思いを持ちながら、「みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる」という基本目標を掲げて第3期障がい者基本計画は進められてきました。

みんなが笑顔で

・・・「笑顔」は、人をしあわせにしま す。みんなが「平等」に「笑顔」 になれるように。

みんなが住みたくなるまちを

・・・「笑顔」に人はあつまります。 みんなが「笑顔」のまちは、 みんなが住みやすいまちです。

みんなでつくる

・・・みんなが主役です。障がいがあってもなくても、大人も子どもも高齢者も、みんなが参加し達成感を感じると「笑顔」が生まれます。

引き続き本計画でも基本目標を踏襲し、すべての施策がその先にある「笑顔」につながり、すべての人がお互いを尊重し、支えあって暮らせるまちをつくることを目標とします。

2. 施策推進の基本的な視点

前期計画では、4つの基本の柱に基づき基本目標を実現するために取り組んできましたが、 本計画においても4つの基本の柱を踏襲することとします。

基本的な視点1 「あたりまえ」の視点

○「思いを伝える・伝わる」「新聞を読む」「テレビを見る」「働く」「行きたいところに行く」「学ぶ」「育てる」など、保障されていてあたりまえです。計画の策定、そして推進していく上で絶対に忘れてはならない視点です。

基本的な視点2 「ともに」生きる、「ともに」支えあう

○障がいやさまざまなハンディを持つ人があたりまえに社会に参加し、互いに支えあいながら、一人ひとりの人権を擁護し、より良い環境を育む社会の実現を目指し、地域で暮らしたいと望む人すべてが暮らし続けていくことができるような地域づくりを推進します。

基本的な視点3 みんなで支える支援

○障がいのある人が、希望する生活を自ら選択、決定し、住みなれた地域で可能な限り自立した生活を送るためには、相談支援体制や各種サービスの充実は欠かすことができません。そして、個々のサービスでは支援に限界があっても、たくさんの支援者が集まり支えあうことで課題の克服につながります。支援者が協力し、「みんなで支える」視点を持ってこの計画を推進します。

基本的な視点4 一貫した支援

- ○障がいを早期に発見し、支援を必要とする子どもや保護者への適切な相談・療育体制の 充実を図ります。
- ○そのために、福祉・保健・教育・就労などの関係課や関係機関との連携を一層強化し、一人ひとりの将来を見据えた、乳幼児期から就園、就学、就労、職場への定着に至るまでの一貫した支援体制の確立を目指します。また、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージや障がいの特性に応じて、障がい者やその家族に対する一貫した相談支援体制の確立に努めます。

3. 施策体系

【 基本目標 】 【基本施策】 【分野】 『啓発・理解』 (1)障がい、障がい者への理解促進と啓発 活動の充実 ともに支えあい、 1. 啓発と理解の促進 (2)ボランティアの育成 助けあう (3)団体による啓発活動 (1)相談支援体制の整備 (2)関係機関のネットワークやみんなで支 える什組み (3)在宅支援のための各種サービスの充実 2. 地域における生活 (4)家族への支援の充実 支援の充実 (5)生活の場の確保 (6)障がい者の拠点(居場所づくり)の推進 (7)経済的支援の充実 『くらし』 (1)病気の予防と早期発見・早期治療 住みなれた地域で 3. 保健・医療サービ (2)療育システムの体制づくり いきいきとくらす スの充実 (3)障がい者医療の充実 (1) 障がい者の権利擁護の推進 4. 安心で安全なまち (2)多可町成年後見制度利用促進計画 づくりの推進 (3)災害などの緊急時の対応の確立 『しごと』 (1) 就労の場の確保と雇用の促進 5. 就労の場の充実と おもいきり能力を (2) 就労支援体制の充実 支援体制の整備 (3)行政の役割 発揮しよう (1)障がい児保育・教育の充実 『子育て・教育』 (2)子どもたちへの啓発・人権教育 6. ともに学び・育つ教 のびのび育とう・ (3)子どもの居場所づくりの推進 育環境の充実 (4) 障がい特性に応じた専門的支援 育てよう (5)教職員等の研修・情報交換の充実 (1)移動支援の推進 (2)余暇活動の充実 『社会参加』 (3)分かりやすい、利用しやすい情報提供 みんな同じ、 (4) 障がい別情報提供、コミュニケーショ 7. 誰一人取り残さな ン支援の充実 みんなが主役 いまちづくり (5)情報バリアフリー化の推進 (6) バリアフリーのまちづくりの促進

第4章 施策の展開

分野1 < 啓発・理解~ともに支えあい、助けあう~>

基本目標1 啓発と理解の促進



社会的障壁の除去を進めるには、障がいのある人の参加を確保し、障がいのある人の意見 を施策に反映させる必要があります。

障がい者・行政機関・事業者・地域住民といったさまざまな関係者が、障がいのある人と 障がいのない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会(インクルーシブな社 会)という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが必要です。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・障害者差別解消法について「知らない」(55.6%)が半数以上と高くなっています。
- ・差別を受けたり嫌な思いをしたことについて、「ない」が53.1%と最も高くなっています。 一方で、「ある」(14.1%)と回答した人は、「住んでいる地域」(42.2%)、「学校・仕事場」 (30.1%)、「余暇を楽しむとき」(23.3%)において、差別を受けたと感じています。
- ・成年後見制度について、「名前も内容も知らない」が33.6%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.2%)、「名前も内容も知っている」(18.6%)の順となっています。
- ・障がい者団体に「加入していない」が 61.5%と半数を超えており、その理由として、「団体 の存在を知らない」が 40.5%と最も高く、次いで、「自分にはメリットがない」(19.8%) となっています。
- ・当事者団体やボランティア団体共通の課題として、会員が少ないことがあります。
- ・地域住民に対して、知的・発達障がいや聴覚障がい、オストメイト等への理解を、疑似体 験活動や講座を通して、それぞれの障がい特性に応じて支援する必要があります。

この計画では、「理解の促進」を最重要項目の1つとして、生活におけるあらゆる場面を通じて障がいに対する理解を身につけるための情報提供や学習を、当事者の参加を得ながら推進していきます。

具体的には次のように進めていきます。

- ■障害者差別解消法そのものの周知や「合理的配慮」の提供。
- ■社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を推進する観点から、積極的な広報・ 啓発活動の実施。
- ■当事者団体やボランティア団体の活動について周知を図り、団体の活性化に向けた協力・ 支援。

(1) 障がい、障がい者への理解促進と啓発活動の充実

現状と課題

- ◆障害者差別解消法等の制度について周知を図るため、「広報たか」の「ふらっと」という障がいのページに毎月記事を掲載し、わかりやすい情報発信を心がけています。
- ◆障がい者への理解についても、「広報たか」の「ふらっと」という障がいのページを使用し、 情報発信を図っていますが、今後も継続して、住民一人ひとりの理解と協力を促進するこ とが重要です。
- ◆「たかテレビ」にて、手話奉仕員養成講座入門編の受講生募集や身体障がい者相談の相談 日の周知を図っています。
- ◆町内の小学校での手話体験・ボランタリー学習、中区の集落での車いす体験等、社会福祉 協議会と連携し、福祉学習を一層推進する必要があります。

施策の方向

◇障がい、障がい者に対する理解を深めていくため、当事者団体、地域住民、事業所、社 会福祉協議会などとの連携を図りながら、さまざまな啓発事業などを推進します。

【具体的な施策】

- 障害者差別解消法について周知を図ります。
- 広報に障がいに関するページを設け、分かりやすい情報発信を心がけます。
- 講演会や研修会等の情報をこれまで以上に広く周知します。
- 講演会や研修会等の内容を可能な限りたかテレビで放送します。
- 「障害者週間」に合わせて、特に啓発・広報活動を実施します。
- 社会福祉協議会と連携し福祉学習を推進します。
- 障がいに対する町民の理解の促進に努めます。

(2) ボランティアの育成

現状と課題

- ◆町独自で手話奉仕員養成講座入門編・基礎編を実施する他、北播磨5市1町の広域において、手話通訳者養成講座(通訳 I・通訳Ⅱ)やステップアップ講座、パソコン要約筆記者養成講座といった障がいのある人の支援にかかる入門的な位置づけの講座や研修会を積極的に開催しています。
- ◆町民の専門的な知識の習得のために、目的を絞った活動や研修の場などが求められます。
- ◆ボランティア団体の課題として、会員が少ないこと、特に若い世代の会員が少ないことがあります。

施策の方向

- ◇高齢化が進んだことや、家族形態の変化などを背景として、ボランティア活動への期待は大きいものがあります。
- ◇社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びNPO法人などと連携して、地域において活動したい人が気軽に活動に参加できる仕組みづくりに努めていきます。

【具体的な施策】

内容

○ 手話通訳や要約筆記、視覚障がい者や精神障がい者、知的障がい者への支援など、 専門的分野に関して入門的な位置づけの講座や研修会を積極的に開催します。

(3)団体による啓発活動

現状と課題

- ◆当事者団体等からの情報発信の活性化のために、手をつなぐ育成会のチラシを本庁に 置いたり、身体障がい者手帳の新規交付時に身体障がい者福祉協会の案内を同封する 他、療育手帳の新規交付時に手をつなぐ育成会の案内を同封することで、情報発信を 行っています。
- ◆多くの団体で、会員数や参加者の高齢化・固定化が問題となっています。
- ◆地域住民の方に、疑似体験活動や講座を通して、知的・発達障がいや聴覚障がい、オストメイト等への理解が進むよう、啓発していく必要があります。

施策の方向

- ◇会員募集や活動紹介などを「広報たか」に掲載する、活動の様子を「たかテレビ」で放映するなど団体の周知に努めます。
- ◇当事者や家族の言葉は、何にもまして重みがあります。当事者や家族だからこそできる情報発信を担っていただけるよう協力と支援を行います。

【具体的な施策】

内容

- ○「広報たか」や「たかテレビ」で会員募集や活動紹介などをして、団体の周知に努めます。
- 当事者団体等からの情報発信の活性化とその支援を行います。

障がいに関するさまざまなマーク①

障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表す ための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障がいのある人全てを対象としたものです。

分野2< くらし~住みなれた地域でいきいきとくらす~>

基本目標2 地域における生活支援の充実



地域の中で「その人らしく暮らす」ために必要な地域のサービス整備に努めるとともに、 相談支援事業所、障がい者相談員、民生委員・児童委員、当事者団体、サービス事業所、学校 園や行政窓口等の相談窓口間の連携が求められています。

令和2年には、役場に「ふくし相談支援課」が新設され、複合ケア検討会がスタートし、福祉課、健康課、こども未来課等が、情報共有と支援の協議を行っています。さらに「当事者の声を聴く」に当たっては、当事者団体やボランティア団体との交流が求められます。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・暮らしについて、5年後は、「家族や親族と暮らしたい」が41.2%と最も高く、次いで、「一人で暮らしたい」・「入所施設(高齢者支援施設)で暮らしたい」(6.7%で同率)となっており、町の障がいのある人々が、自ら選択する地域で生活できるよう、社会資源の整備が必要です。
- ・地域で生活するために希望する支援は、「経済的な負担の軽減」が42.6%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(36.4%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」(34.4%)の順となっています。
- ・外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が 37.1%と最も高く、次いで、「外出にお金がかかる」(15.2%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(14.5%)の順となっており、移動しやすい環境の整備が求められます。
- ・家族などの身近な介助者の亡き後の不安は、「家事や日常生活」が 78.7%と最も高く、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、日常生活又は社会生活を営む上での、在宅サービスの充実が必要です。
- ・平日の日中を「自宅で過ごしている」が31.0%と最も高く、外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいのある人の地域生活を支援する必要があります。
- ・現在「利用中」のサービスでは、『タクシー運賃の助成』が11.7%と最も高く、次いで、 『日常生活用具・補装具給付』(9.1%)、『自立訓練(機能訓練、生活訓練)』・『相談支援』 (7.0%で同率)の順となっています。

この計画では、相談支援事業所、障がい者相談員、民生委員・児童委員、当事者団体、サービス事業所、学校園や行政窓口などさまざまな相談窓口があるなかで、相談支援事業所を中心に個々の課題に関係者が同じ意識を持って対応する相談支援体制を整備していきます。

さらに当事者団体やボランティア団体と連携しながら、当事者の意見が反映される体制づくりを進めます。

(1) 相談支援体制の整備

現状と課題

- ◆相談窓口職員は相談支援従事者初任者研修・現任研修や北播磨圏域相談支援研修会等 に参加することで、スキルアップを図っています。
- ◆相談員相互の情報交換や連携は「そうだん部会」を通じて実施しています。
- ◆令和2年4月、役場に「ふくし相談支援課」が新設され、複合ケア検討会がスタート し、福祉課、健康課、こども未来課等の関係機関が集まり情報共有と支援の協議を行っ ています。令和4年6月からは生活困窮者支援者打ち合わせもスタートしました。
- ◆窓口での相談の内容も多種多様になってきており、相談窓口の職員のさらなるスキル アップが必要です。
- ◆「ふくし相談支援課」が新設されたことにより複合的な課題へのスムーズな対応が一 層求められています。
- ◆今後も町の相談支援体制については、多可町障害者総合支援協議会や多可町障害福祉 サービス等事業所連絡会そうだん部会で検討を進めていきます。

施策の方向

◇相談支援の最前線である相談窓口の職員のスキルアップ、相談窓口の職員がその能力 を十分に発揮できる事業所等の組織の能力向上、事業所等の組織の能力を向上させる ための中心的な機関の整備を進めていきます。

【具体的な施策】

- 相談支援に関する研修会等の情報を共有し、積極的に参加して相談窓口の職員のスキルアップを図ります。
- 個別のケースについては、多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業所 間の連携を図ります。
- 多可町障害福祉サービス等事業所連絡会そうだん部会を中心に、個別事例の検討を通じてサービス基盤の開発・改善を図ります。
- 多可町の相談支援体制の方向性については、多可町障害者総合支援協議会を中心に検 討していきます。

(2) 関係機関のネットワークやみんなで支える仕組み

現状と課題

- ◆町福祉課と当事者団体や、ボランティア団体の事務局となっている社会福祉協議会が 連携しています。
- ◆身体障害者福祉協会の会議や手をつなぐ育成会の月例に職員が参加し、連携や情報共有を行っていますが、ボランティア団体との連携がうまくできていないことが課題です。

施策の方向

- ◇障がい者が生活の中で困難を感じる場面は、人それぞれ千差万別です。つまり、障がい 者の数だけ支援の種類があるといえます。
- ◇そして、「個々のサービスでは支援に限界があっても、よりたくさんの色んな立場の支援者が集まって話をすることで、役割分担ができて、結果課題を克服できる」そんな体制を、支援者それぞれが必要性を感じる中で作っていきます。
- ◇そのためには、日頃から支援者のネットワークを築き、「顔見知り」「情報を共有しているから話が早い」という関係を作っておくのが理想的です。

【具体的な施策】

内容

○ 多可町の当事者団体やボランティア団体との連携のあり方の方向性については、町福 祉課と多可町社会福祉協議会を中心に検討していきます。

障がいに関するさまざまなマーク②

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人 (オストメイト) のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



(3) 在宅支援のための各種サービスの充実

現状と課題

- ◆障がい福祉サービスの利用に当たっては、相談支援事業所が利用者の意向をくみなが ら、適切なサービス等の利用計画を作成しており、ほぼ100%の水準で実施しています。
- ◆個別支援会議は相談支援専門員や福祉課、事業所等が集まり支援内容を協議していま す。
- ◆新設された「ふくし相談支援課」主導で複合ケア検討会を開催し、家族全体の支援について検討する機会が増加しています。
- ◆精神障がい者に対応できる訪問看護事業所は、町内に1か所のみであり、今後も精神 障がいのある人が、在宅での安定した生活を営めるようサービスの充実に努める必要 があります。
- ◆家族等の状況、地域の状況から、共生型サービスのニーズを把握する必要があります。

施策の方向

- ◇住みなれた家庭での生活を充実するために、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、各種事業所と連携しながら各種在宅サービスの充実を図っていきます。
- ◇相談支援事業所が中心となって、サービス事業所等との調整・連携を図りながら、当事者に望ましい支援のあり方などをマネジメントします。
- ◇難病のある人に対する支援は、既存の兵庫県による相談窓口や医療費助成制度並びに 町の福祉サービス利用に加え、県との連携を強化し、よりきめ細かい支援、本人及び家 族の不安や負担の軽減に努めます。
- ◇事業所や関係機関と連携をしながら共生型サービスを実施していく上での課題を整理します。

【具体的な施策】

- 障がい福祉サービスの利用に当たっては、相談支援事業所が利用者の意向をくみなが ら、適切なサービス等利用計画を作成します。
- 「個別支援会議」を開催し、障がい者それぞれの課題や支援方法を検討し、決定事項 を尊重しながら、関係者で多方面から支えます。
- 精神障がい者に対応できる医師等の訪問の機会を増やし、服薬管理などをきちんとしていくことで、在宅での安定した生活を目指します。
- 事業所が共生型サービスを実施できるよう関係機関とともに支援します。

(4) 家族への支援の充実

現状と課題

- ◆多可町障害福祉サービス等事業所連絡会の各部会を通じて協議し、改善や充実の検討 をしています。
- ◆令和3~4年度は通常の放課後等デイサービスの新規事業所開設に係る助成事業を用意し公募しましたが、応募がありませんでした。
- ◆令和3年6月に共同生活援助の事業所、令和4年8月には相談支援事業所がそれぞれ 町内に1か所開設しました。
- ◆福祉課の障がい担当が、多可町身体障害者福祉協会の会議に参加する他、手をつなぐ 育成会の月例に参加する等、当事者団体等との定期的な意見交換を図っています。

施策の方向

◇障がい福祉サービスの利用や社会福祉協議会などと協力しながら、家族の一時的な休息や余暇活動などの支援に努めます。

【具体的な施策】

- 障がい福祉サービスの充実と利用の促進に努めます。
- 当事者団体等との定期的な意見交換の場を継続します。

(5) 生活の場の確保

現状と課題

- ◆令和3年6月に加美区に1か所グループホームが開設されました。
- ◆今後も、グループホームを計画的に整備することを検討していきます。

施策の方向

◇地域の中で「その人らしく暮らす」ことは、多可町に暮らす誰もが期待するところです。そのために必要な、安心して生活できる場の確保を進めることで、「将来への不安」 軽減に努めます。

【具体的な施策】

内容

○ グループホームを計画的に整備することを検討します。

(6) 障がい者の拠点(居場所づくり)の推進

現状と課題

- ◆令和4年6月から(株)ネクステの協力により、「ほっこり」という名称で精神障がい 者の居場所として、精神障がい者社会復帰事業を再開しました。毎月第4火曜の午後 に「子育てふれあいセンター」にて、毎月テーマを変えた憩いの場を設定しています。
- ◆グループホーム利用者の増加が見込まれる中で、利用者の日中活動を障がい福祉サービスで補えない事態が生じないか懸念されています。

施策の方向

- ◇多様化するニーズにこたえることのできる日中活動の場を確保するため、団体活動と 居場所などの充実を推進します。
- ◇本人がいつでも気軽に出かける場所となるよう移動手段の充実や実施場所に配慮します。
- ◇障がい者の居場所としてインフォーマルなサービスの整備を目指します。

【具体的な施策】

内容

- 精神障がい者の居場所として、精神障がい者社会復帰事業「ほっこり」を継続します。
- 障がい者団体の居場所としての機能を継続支援します。
- 地域共生推進協議会等の各種会議において、障がい者の居場所としてインフォーマルなサービスの活用について協議するとともに、地域の活動において、障がい者の居場所となるような場の提供につながる活動を支援します。

(7)経済的支援の充実

現状と課題

- ◆経済的支援は、その人らしい生活の質の向上を図る上で、極めて重要であり、これまで 各種事業が実施されています。
- ◆アンケート調査の平日の日中の過ごし方について、「収入を得る仕事をしている」は 24.1%となっており、「収入を得る仕事をしている」以外を選んだ方のなかで、「仕事が できない」が 49.8%となっており、生活の向上からは、さらなる経済的支援の充実が 望まれています。
- ◆特定非営利活動法人神戸の冬を支える会や企業組合労協センター事業団の協力により 生活困窮者の食糧支援や家計改善等の支援に取り組んでいます。

施策の方向

- ◇国における年金制度などによる生活保障の充実を働きかけるとともに、各種助成制度 や手当の分かりやすい周知に努めます。
- ◇生活困窮に関連する施策を取り入れて経済的支援に取り組みます。

【具体的な施策】

内容

○ 生活困窮者支援の観点から、関係機関と協力して自立相談支援事業や家計改善支援事業の利用に取り組みます。

基本目標3 保健・医療サービスの充実



障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営み、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実が求められています。

本町においても、健康相談等を行う健康福祉センター等の職員の資質の向上を図るととも に、障がいのある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域 の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図る必要があります。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・診察を受けるときに困ることは、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が15.6% と最も高く、次いで、「診察してもらえる病院が少ない」(13.6%)、「通院の介助をしてく れる人がいない」(8.2%)となっており、地域間連携を強化するとともに、利用可能な医 療サービスや支援制度についての情報提供が必要です。
- ・外出の目的について、「医療機関への受診」が 59.2%と最も高く、次いで、「買い物に行く」(58.4%)、「通勤・通学・通所」(28.5%)の順となっており、「医療機関への受診」が 外出の大きな要因となっており、移動手段の確保も課題となっています。
- ・福祉医療費助成制度は医療の窓口負担の軽減の制度であり、継続して実施してほしい要望が多いです。
- ・障がい者(児)が安心して住み続けられるまちづくりのために、希望する取組は、「医療費助成の充実」は31.3%、「医療的ケアが必要な障がい者(児)への支援」が30.8%となっており、障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実が必要です。

この計画では、障がいについては、軽度であっても児童期の発達段階において、確実にフォローできる体制づくりを推進します。そして、障がいに係る治療とともに、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等により、一人ひとりが生活習慣を見直して「健康づくり」を進めていくことを基本に施策を推進します。

(1)病気の予防と早期発見・早期治療

現状と課題

- ◆町民が健康に関する知識を高められるよう、「広報たか」で健康に関する情報発信をする他、各種情報を「たかテレビ」で放映をしています。
- ◆町ぐるみ健診後の特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業等を実施することで、 障がいの原因疾病に結びつく異常の早期発見に努めています。
- ◆今後も、各種健診の定期受診を促し、異常の早期発見・早期治療を進めるとともに、行動変容を促し、生活習慣改善を推進する必要があります。

施策の方向

◇各種健診の定期受診を促し、早期発見・早期治療を進めるとともに、行動変容を促し生活習慣改善を推進します。

【具体的な施策】

内容

- 町民のみなさんが健康に関する知識を高められるよう普及啓発に努めます。
- 予防接種を推進します。
- 健康診査を推進し障がいの原因疾病に結びつく異常の早期発見に努めます。
- 生活習慣病予防のために、受診後の行動変容に結びつく保健指導などを実施します。

障がいに関するさまざまなマーク③

身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が 運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力 義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた 車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定によ り罰せられます。



(2) 療育システムの体制づくり

現状と課題

- ◆健康課にて、5歳児発達健診事業を継続して実施しています。
- ◆「サポートファイル」が支援を必要とする子どもに普及し、使いやすいものになるよう、令和元年 11 月に多可町障害者総合支援協議会に発達支援部会を設置し、発達支援部会にサポートファイル検討会を設置して検討を継続しています。
- ◆妊娠期から子育て期において、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター「アスパルきっず」を設置し、子どもに関する相談窓口の1つとして充実を目指しています。
- ◆町内療育機関である、医療福祉センターのぎく、おひさまにこにこクリニックとの連携を図っています。
- ◆子どもの発達に不安を抱える保護者に対して、健康課において、医師、心理士、理学療 法士等の個別相談を実施しています。
- ◆家族が集える場として、Uniqids (ユニキッズ)、医療的ケア児や難病の子を持つ親の居場所として「れもんの木」を保護者が立ち上げ活動をスタートさせています。
- ◆子育てふれあいセンターでも学習会の実施等、保護者が集える場、相談できる場、話せる場の機会の提供に努めます。

施策の方向

- ◇定期健診や発達相談から発達の課題など親が心配したり、何かあったときにいつでも 相談につながる体制整備に努めます。
- ◇福祉・保健・教育が一体となった切れ目ない支援体制をどのように構築していくかを 関係部署や関係団体と連携しながら検討していきます。
- ◇北はりま特別支援学校のコーディネーターとしての役割を引き続き活用することで特別支援教育の向上を目指します。

【具体的な施策】

- 5歳児発達健診事業を継続して実施します。
- 「サポートファイル」がツールとしての役割を持ち、支援を必要とする子どもや家族、 学校園、支援者が活用しやすい内容になるよう検討します。
- 子どもの発達に不安をかかえる保護者が、かかわり方を学び、また保護者同士のつながりが持てる機会を検討します。
- 町内療育機関との連携の方法を検討します。

(3) 障がい者医療の充実

現状と課題

- ◆住民課主導で、福祉医療費助成制度を継続的に実施しています。
- ◆福祉医療助成制度については、維持継続することが求められています。

施策の方向

- ◇福祉医療費助成制度は、必要性を検証した上で継続を基本に検討します。
- ◇医療の充実については、町内だけでなく広域的な連携に努め、通院のしにくさや費用 面の支援充実の検討を進めます。

【具体的な施策】

内容

○ 福祉医療費助成制度は、今後も継続的に実施するよう検討します。

障がいに関するさまざまなマーク④

聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が 運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務と なっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車 に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰 せられます。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークで す。聴覚に障がいのある人は見た目には分からないために、社会 生活上の不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを 理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお 願いいたします。



基本目標4 安心で安全なまちづくりの促進



社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法および障害者虐待防止法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開しています。

また、尊厳ある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等へのノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、「広報たか」を通じて、成年後見制度の周知を図っています。

加えて、障がいのある人に対する避難支援などの充実を図るため、福祉や防災などの関係者が連携し、当事者参画の下、地域の関係者が協力し、災害に強い地域社会づくりにつなげることが必要です。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・障害者虐待防止法について「よく知っている」(11.5%) と「少し知っている」(20.1%) を合わせた "知っている" が 31.6%、「よく知らないが聞いたことがある」(21.3%) と「知らない」(35.6%) を合わせた "知らない" が 56.9%となっています。
- ・虐待を受けた経験について、「ある」が4.0%、「ない」が81.6%となっています。また、加害者は、「友人・知人」が30.4%と最も高く、次いで、「同居している家族や親族」・「その他」(26.1%で同率)、「使用者(雇用主や経営担当者など)」(21.7%)の順となっており、障がい者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応が必要となっています。
- ・成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知らない」が33.6%と最も高く、引き続き、制度の周知が必要です。
- ・日常生活自立支援事業の認知度は、「名前も内容も知らない」が41.9%と最も高くなっています。
- ・地震など災害が発生したときの避難について、「できる」が 39.7%と最も高く、次いで、「できない」(33.0%)、「わからない」(19.2%) の順となっています。また、避難場所・避難経路について、36.3%が「知らない」と答えています。
- ・火事や地震などの災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」が39.9%と最も高く、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう防災の取組が必要です。

この計画では、障がいを理由とする差別の解消と、障がい者の自立及び社会参加にとって 障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるという認識の下、制度の周知に努 めていきます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業につながるような支援を実施していきます。 防災・防犯の面では、福祉避難所との連携や悪質商法などの消費者被害を防止するための広 報等、情報提供や相談窓口の開設などに引き続き取り組みます。

(1) 障がい者の権利擁護の推進

現状と課題

- ◆「広報たか」への記事掲載を行うことで、障害者虐待防止法や虐待にあった場合の通報 場所や相談場所、成年後見制度について周知を図っています。
- ◆今後も役場内において、高齢(包括支援センター)と障がい(福祉課)で成年後見等の申し立て手続きの支援を行うとともに、成年後見等の相談事例について連携を深める必要があります。
- ◆必要な人に対して成年後見制度利用支援事業による支援につながるよう、関係機関と 連携を図る必要があります。

施策の方向

- ◇平成 24 年 10 月から"障害者虐待防止法"が施行されたことから、障がい者の権利擁護体制の整備は行政の義務となりました。
- ◇「虐待」をなくすために、身近に相談できる窓口や相談者がいることは、早期発見・早期対応にもつながります。誰もが住みなれた地域で安心して生活できるように、相談支援事業所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO法人などと連携して、窓口機能を担っていくとともに、すべての住民の人権意識を高める取組を継続し虐待の予防に努めます。
- ◇役場内において、高齢(包括支援センター)と障がい(福祉課)で、成年後見等に関す る相談機能を高める必要があります。

【具体的な施策】

- 障害者虐待防止法について周知を図ります。
- 虐待にあった場合の通報場所や相談場所について周知を図ります。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知を図ります。
- 役場内に成年後見等に関する一次相談窓口を設けます。
- 必要な人が、きちんと成年後見制度利用支援事業などによる支援につながるよう、障がい者施設や民生委員・児童委員など関係機関との連携を図ります。
- 成年後見制度の周知や困難事例の検討等について、近隣市町と連携を図り、広域で対 応する体制の整備に努めます。

(2) 多可町成年後見制度利用促進計画

【計画の背景と主旨】

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、国は、成年後見制度利用促進法を、平成 28 (2016) 年 5 月に施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることを求めています。

成年後見制度利用促進法第12条第1項に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定。以下、「第1期計画」といいます。)が策定され、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」こと等が提唱されました。

第1期計画の期間満了を迎えて策定された第2期計画(令和4年3月25日閣議決定)においては、「権利擁護支援」について、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」と定義し、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度の利用促進の取組をさらに進めるとしています。

本町では、障がい者基本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、成年 後見制度の利用促進の取組を進めます。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの 理由から、判断能力が十分でない人の財産 や権利を守るための制度です。

本人に代わって成年後見人などが、預貯 金、不動産、年金、日常生活費などの管理 をします。また、各種の福祉サービスを利 用するための手続きをします。

法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度は、すでに判断能力が不十分なときに、申し立てにより家庭裁判所によって選任された後見人が本人に代わって支援する制度です。

任意後見制度は将来、判断能力が不十分となったときに備える制度です。

成年後見制度

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合

本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長が法 定後見の申立てをし、家庭裁判所が後見人を選任し ます。



判断能力が ほとんどない

成年後見人



判断能力が 著しく不十分



判断能力が 不十分



保佐人



後見人に、代理権と 申立てにより裁判所 申立てにより裁判所 同意・取消権がすべ が定める行為につい が定める行為につい て与えられる

消権が与えられる

て代理権と同意・取 て代理権と同意・取 消権が与えられる

※成年後見人などが取り消すことができる行為には、日常生活 に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※補助人が行うことができる同意・取り消しの行為は、民法に 定める一部の行為に限ります。

※代理権について、本人の居住用不動産の処分は、家庭裁判所 の許可が必要です。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった ときに備える場合



本人と任意後見を依頼された人 (任意後見受任者)が、公証人の作 成する公正証書で契約



判断能力が不十分 となったとき

本人、配偶者、四親等内の親族、 任意後見受任者などが任意後見監 督人の申立てをする



家庭裁判所が任意後見監督人を 選仟

任意後見人

契約内容に基づいて支援を行う

【基本目標】

誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続 することができることを目的とし、以下の基本目標をまとめました。

〈基本目標1 利用者に寄り添った制度の運用を進めます〉

○権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活ができるよう、 本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を前提とした上で、財産管理や身上保護を 中心とした成年後見制度の運用を進めます。

〈基本目標2 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成に努めます〉

- ○地域連携ネットワークの構築によって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、 制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。
- ○権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる 中核機関の設置を検討します。
- ○認知症や障がい特性を理解した上で支援を行える担い手として、市民後見人の育成の進め方 について検討します。
- ○法人後見の可能性について検討します。

〈基本目標3 制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環境整備に努めます〉

- ○制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。
- ○各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- ○後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないよう、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

【施策の展開】

〈利用者に寄り添った制度の運用〉

- ○自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重 されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。
- ○日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の制度の周知に努め、地域での生活 が継続できるよう支援します。

取組	内容	主な事業
意思決定支援の徹底	○「本人の意思決定を最優先する」こと の周知啓発	広報·研修等
制度の運用	○福祉サービスの利用手続きや金銭 管理の援助等の支援	日常生活自立支援事業
	○町長による成年後見の申し立て○申し立て費用及び後見人等への報酬費用の助成	成年後見制度利用支援事業

〈地域連携ネットワークづくりと担い手育成〉

- ○地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につな ぐことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行いま す。
- ○認知症や障がい特性を理解した上で支援を行える担い手の育成が必要であることから、市民 後見人の育成の進め方について検討します。
- ○ただし、本町だけでは関係団体や専門職との連携・協力が困難であると思われるため、定住自 立圏など近隣市町との広域設置を前提に検討します。
- ○社会福祉法人やNPO法人などの法人が、法人後見を担える環境をどのように整備していくか について、近隣市町と連携しながら検討します。

取組	内容	主な事業
地域連携ネットワ ークづくり (広域で検討)	○地域住民等とともに行政、司法、民間 等が一体的に連携・協力し支援を行 う支援システムの構築	地域連携ネットワークの構築
	○中核機関の役割を、どのように担う か検討	成年後見支援(権利擁護)センタ ーの広域での設置を検討するが、 市町にも一次相談窓口を設置
担い手の育成 (広域で検討)	○市民後見人の育成の進め方について 検討	成年後見支援 (権利擁護) センタ ーを中心に検討

〈制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備〉

- ○制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。
- ○制度に対する意識を高めるための地域住民向け講演会及び専門職向けの研修を実施します。
- ○各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- ○後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないよう、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

取組	内容	主な事業
周知・啓発	○権利擁護に関する情報発信	広報誌や社協だより等の多様な広 報媒体等を活用した情報発信
	○権利擁護に関する意識啓発	地域住民や専門職等を対象とした 講演会や研修の実施
早期把握・早期支援	○相談窓口の設置	成年後見支援(権利擁護)センタ ーの広域での設置を検討するが、 市町にも一次相談窓口を設置
チーム体制による支援	○後見人、サービス提供事業者、福祉 専門職、民生委員児童委員等の被後 見人等を支援する人等で構成され たチーム体制による支援	後見人及び地域連携ネットワーク 等によるチーム支援

【地域のみなさんに期待すること】

- ~地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど~
- ■民生委員児童委員やボランティアなどは、各種福祉サービスや意思決定支援、成年後見制度、 日常生活自立支援事業についての知識を深めていきましょう。
- ■認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を発見したときは、速やかに相談 してください。
- ■「市民後見人として活動したい」「市民後見人養成講座を開いてほしい」といったご意見・ご要望があれば、福祉課又はふくし相談支援課にご連絡ください。

(3)災害などの緊急時の対応の確立

現状と課題

- ◆避難行動要支援者情報を「防災活動」に活用するため、防災と福祉の連携による福祉理解の研修を実施しています。
- ◆令和元年度、県が実施するモデル事業で、はじめて、中安田集落で個別支援計画を作成しました。その後も、寺内、丹治集落で避難行動について個別支援計画作成の取組を行っています。令和4年、「集落への情報提供に関する同意」の確認を行い、集落自主防災組織に名簿情報の提供を行いました。今後は毎年度更新する予定です。
- ◆令和元年7月に本町と町内の医療福祉施設等が福祉避難所の協定を締結しました。
- ◆生活安全課において福祉避難所の役割について締結先施設への説明会を開催しました。
- ◆避難行動要支援者の名簿情報の整理は実施済みであり、今後、福祉避難所希望者の把握が必要です。
- ◆各戸配布の防災マップで福祉避難所についてコメントをしていますが、今後、広報で 周知が必要です。

施策の方向

- ◇今後も集落が中心となって、地域における見守りや声かけなどで日頃からのつながりを強め、避難行動要支援者の把握や情報伝達、避難所誘導などの対応がスムーズに進むよう支援を行います。
- ◇災害発生時に備えて、避難所のバリアフリー化や福祉避難所の追加・設定などの避難環境の整備を図るとともに、緊急入所、緊急入院や緊急ショートステイの利用ができるよう、福祉施設や医療機関などとの連携を図ります。

【具体的な施策】

- 本人の同意を得た上で、避難行動要支援者情報を「防災活動」のために活用します。
- 福祉避難所希望の実態調査をもとに、一人ひとりの避難のあり方を検討していきます。
- 要配慮者の特性に応じた福祉施設等を福祉避難所として活用できるように調整を進め、避難時の状況をイメージしやすいように広報で周知を図り、不安解消に努めます。

分野3 <しごと~おもいきり能力を発揮しよう~>

基本目標5 就労の場の充実と支援体制の整備







就労は単に収入を得るという面だけでなく、社会に参加し、そこから生活の喜びを得るということから考えても重要な意味をもっており、本人の生活を充実したものとするために最も支援を必要とするものであるともいえます。

本町では働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援に努めてきました。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・平日の日中の過ごし方は、「収入を得る仕事をしている」(正規雇用、非正規雇用、就労継続支援 AB、自営業含む)は 24.1%となっており、働いて得られる収入は 10 万円~20 万円未満」が 30.7%と最も高く、次いで、「5万円未満」(26.4%)、「5万円~10 万円未満」(24.3%)の順となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者で「5万円未満」の割合が高くなっています。
- ・現在収入を得る仕事をしていない理由は、「高齢のため」が 55.0%と最も高く、次いで、「障がいや病気などのため」(51.3%)、「労働環境が合うところがない」(7.0%) の順となっており、多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化が求められます。
- ・障がい者の就労支援として、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が37.6%と最も高く、次いで、「通勤手段の確保」(33.3%)、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(32.0%)が挙がっています。精神的にも身体的にも働きやすさが求められています。

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障がい者雇用の促進を 図ることが求められています。平成 25(2013)年の障害者雇用促進法の改正により、障がい者 雇用義務の対象として、これまでの身体障がい者、知的障がい者に精神障がい者が加わった ことも踏まえ、精神障がい者の雇用の促進のための取組を充実します。

この計画では、障がい者が、その持てる能力を発揮できる、またその能力に応じて選択で きるようにするために、関係団体との連携を進めます。

障がいのある人の就労支援に向けた体制の整備には、障がい者本人や就労支援の担い手の スキルアップ、企業・医療機関の協力、就労支援関係の事業者の充実など、多面的な取組が 必要となります。

(1) 就労の場の確保と雇用の促進

現状と課題

- ◆北播磨障がい福祉ネットワーク会議就労支援部会を通じて各機関と連携し、企業にも わかりやすいアプローチを心がけ職場開拓を図っています。
- ◆優先発注を積極的に活用し、利用者の収入アップに努めています。

施策の方向

- ◇公共職業安定所、商工会、北播磨障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携 し、町をはじめとする公的機関も含めて、障がい者の雇用を促進していきます。
- ◇町は率先して障がい福祉サービス事業者等の物品などの優先発注に努めます。

【具体的な施策】

- 公共職業安定所、商工会、北播磨障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、企業にも分かりやすいアプローチを心がけ職場開拓を図っていきます。
- 就労継続支援事業所などの活動を支援し、事業所とともに利用者の収入アップのため の方法を模索します。
- 優先発注を積極的に活用し、利用者の収入アップに努めます。

(2) 就労支援体制の充実

現状と課題

- ◆支援者のスキルアップを目的に、北播磨障がい福祉ネットワーク会議の「就労支援部会」「発達障害支援部会」で事例検討等を実施しています。
- ◆職業相談として、北はりま特別支援学校の進路懇談会に積極的に参加し、本人・保護者 と福祉課・相談支援センターで懇談を行っています。
- ◆就労を支援する人材の必要性や仕組みのあり方について、多可町障害福祉サービス等 事業所連絡会しごと部会で検討を進めています。
- ◆就労継続支援事業所では、利用者の工賃向上に向け、独自の商品の開発を積極的に行っていますが、周知を図るための営業活動の不足が課題となっています。また、近年の利用者の紹介や利用者の見学の減少が課題となっています。

施策の方向

- ◇就労支援関係の事業者との連携をはじめ、教育機関、福祉施設、行政機関、企業などと の連携を図ります。
- ◇就労移行支援のサービス利用はもとより企業内で積極的に支援者を育成してもらえるような働きかけなどを行う必要があります。

【具体的な施策】

- 企業、就労支援事業所、学校の先生など支援者のスキルアップのための研修を実施し、 また、研修の情報の周知を図ります。
- 利用者の紹介、職場見学、職場体験の機会、事業所の活動の紹介の機会が増えるよう 情報交換の場として多可町障害福祉サービス等事業所連絡会しごと部会を積極的に活 用します。

(3) 行政の役割

現状と課題

- ◆毎年度、優先発注が仕事を生み出すという視点をもち、各年度 4,000 千円を目標に、 活用を図っています。
- ◆北はりま特別支援学校の生徒による役場での現場実習は、平成29年度以降、実施できていません。
- ◆選挙の際、投票所の入口の段差にスロープを設置したり、点字投票、代理投票を行っています。

施策の方向

- ◇町は率先して障がい福祉サービス事業者等の物品などの優先発注に努めます。
- ◇役場内の仕事はさまざまであり、現場実習の受け入れができる部署を増やし、役場全体で職場体験の受け入れ体制を整備することによって、北はりま特別支援学校と連携しながら現場実習の受け入れを目指します。
- ◇障がいのある人が選挙に参加しやすい環境の整備に努めます。

【具体的な施策】

- 優先発注の活用
 - 令和6年度~令和8年度目標:各年度5,000千円
- 北はりま特別支援学校と連携して、役場で現場実習の受け入れを目指します。
- 引き続き投票所の段差解消等のバリアフリー化に努め、点字投票、代理投票等の制度に ついてさらに周知を図ります。

分野4<子育て・教育~のびのび育とう・育てよう~>

基本目標6 ともに学び育つ教育環境の充実





子どもたちの成長過程にあって、学校園の果たす役割は大きなものがあります。特別支援教育コーディネーターをはじめ、スクールアシスタント、生活補助員、学校生活支援教員等の配置により、個々の子どもの教育的ニーズに応じて生活や学習活動を支援していきます。また、各学校園で校園内支援委員会を開催し、障がいのある子どもたちをチームで支援していきます。

今後も、特別支援教育についての研修による教職員の指導力の向上や県立特別支援学校など各関係機関との連携を一層図り、特別支援教育をさらに推進していくことが求められています。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・療育や教育について、充実を望むことは、「障がいに応じた専門的な教育の充実」が 26.6% と最も高く、次いで、「卒業後を見すえて、本人の自立・自律した生活が営めるような療育・教育の充実」(23.0%)、「教職員の障がいの理解と資質の向上」(20.4%)の順となっています。個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障がいのある幼児・児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けることが望まれます。
- ・放課後等デイサービス事業所の利用意向は、「利用しない」が17.9%と最も高くなっていますが、障がい児で「利用する」・「利用するかもしれない」の割合は合わせて51.9%と半数を超えています。
- ・学校園への調査によると、障がいの多様化と重度化により、高度な専門性が求められており、児童・生徒に関する情報共有や共通理解を図り、一貫した支援をしていくことが課題となっています。
- ・町内小中学校では、特別支援学級の児童数が増え、教員の数が不足しています。そのため、 個別支援が困難であり、時間割も通常学級中心で個別支援の確保が課題となっています。
- ・こども園・保育施設においては、人材確保が難しく、加配職員の配置が不安定です。専門 的な知識の習得も課題との声が挙がっています。

障がいのある児童等やグレーゾーンの児童等の保護者に対して、障がいの制度やサポート についての情報発信に努めます。

この計画では、特別支援教育を実践するに当たって、教職員一人ひとりのスキルアップにつながるよう研修等の情報提供に努めます。また、県立北はりま特別支援学校が多可町にある利点を生かして緊密に連携していくことで、特別支援教育体制の充実を図ります。

(1) 障がい児保育・教育の充実

現状と課題

- ◆サポートファイルを活用した、長期的視野に立った支援体制の充実を目指し、令和元年11月に多可町障害者総合支援協議会に発達支援部会を設置しました。また、発達支援部会に「サポートファイル検討会」「個別ケース検討会」を設置し、健康課を中心にサポートファイルの活用やケース検討の場としています。
- ◆学校教育課主導で、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、チームで支援する体制を推進しています。
- ◆県立北はりま特別支援学校等のコーディネーターとしての役割やセンター的機能のさらなる活用を図る必要があります。

施策の方向

- ◇各学校園では、障がいのある子どもをチームで支援する特別支援教育を推進します。
- ◇一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画に基づく指導を充実させます。また、個別の教育支援計画を活用し、関係機関と連携し長期的視野に立って特別支援教育に取り組みます。
- ◇「サポートファイル」を含め、各ステージでの支援が途切れないよう、また支援が蓄積 されてより有効な支援につながるような体制を目指し、現在の取組を継続推進してい きます。
- ◇県立北はりま特別支援学校等、県立特別支援学校やひょうご発達障害者支援センター 等各関係機関との連携を深め、より専門性の高い特別支援教育の提供に努めます。

【具体的な施策】

- 発達支援部会のサポートファイル検討会において、サポートファイルをより使いや すいものに随時検討していくとともに、教職員などへの周知徹底、保護者への積極 的な活用を促します。
- サポートファイルを活用し、長期的視野に立った支援体制の充実に努めます。
- 各学校園で校園内支援委員会を随時開催し、障がいのある子どもをチームで支援する体制を推進します。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画に 基づく指導を充実します。
- 県立北はりま特別支援学校等、県立特別支援学校のコーディネーターとしての役割 やセンター的機能をさらに活用していきます。また、ひょうご発達障害者支援セン ター等各関係機関との連携をさらに図ります。

(2) 子どもたちへの啓発・人権教育

現状と課題

- ◆特別支援学校との交流、共同学習の推進のため、小学校や中学校との交流を教育委員 会が支援しています。
- ◆社会福祉協議会主導の、集落での福祉学習を支援する他、町内の学校でボランティア・ 車いす・手話などの体験学習を行っています。

施策の方向

◇将来、社会を担う子どもたちが、「障がい」をきちんと理解し、障がいのある子どもと 障がいのない子どもができるだけ同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育の視点を持 って、子どもたちへの啓発や人権教育を進めます。

【具体的な施策】

内容

- 特別支援学校との交流、共同学習を推進します。
- 福祉学習を推進します。

(3) 子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

- ◆保育所等での延長保育、学童保育、障がい児タイムケアを継続して実施しています。
- ◆町内には重症心身障がい児向けの放課後等デイサービス事業所が1か所あるのみで、 令和3年度から放課後等デイサービス事業所(重症心身障がい児向けを除く。)の新規 開設に係る助成事業を用意し公募していますが、令和5年度時点で応募がない状況で す。
- ◆町内の放課後等デイサービスのニーズを把握し、今後の新規開設に向けた検討が必要です。
- ◆児童発達支援につきましても、放課後等デイサービスと同様の状況であり、今後の新規開設に向けた検討が必要です。

施策の方向

- ◇すべての子どもが、地域社会の中で、お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支えあって生きていくということが大変重要であることから、啓発活動に努め、交流及び共同学習などの機会の充実を図っていきます。
- ◇放課後や長期休暇の余暇活動への支援という側面から、学童保育やタイムケア事業の 充実に努めます。
- ◇放課後等デイサービスの拡充に努めます。
- ◇児童発達支援の拡充に向けた施策について検討します。

【具体的な施策】

内容

- 保育所等での延長保育、学童保育、障がい児タイムケアを継続して実施します。
- 放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業を継続し、放課後等デイサービスの 拡充に努めます。

(4) 障がい特性に応じた専門的支援

現状と課題

- ◆学校教育課主導で、教職員研修等を通じた教職員の指導力の向上を図っています。
- ◆北はりま特別支援学校のコーディネーターと連携して子どもの発達特性に応じた支援 計画を検討しています。
- ◆学校生活支援教員による通級指導を継続実施しています。
- ◆北はりま特別支援学校のコーディネーターと連携して、今後も専門的支援体制の充実 を図る必要があります。

施策の方向

◇特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員の研修・情報交換の機会を一層充実させるとともに、県立特別支援学校のセンター的機能の活用や各関係機関との連携をさらに進め、専門的支援体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

内容

- 県立特別支援教育センターの研修や特別支援教育コーディネーター研修、多可町教職 員研修等を通じて、教職員の指導力の向上を図ります。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内支援委員会で、子どもの発達特性 に応じた支援計画を検討します。
- 学校生活支援教員による通級指導を継続実施します。
- 臨床心理士等による巡回相談を継続実施します。
- 県立北はりま特別支援学校の巡回相談等、県立特別支援学校のセンター的機能を活用 したり、ひょうご発達障害者支援センター等各関係機関との連携をさらに深めるな ど、専門的支援体制の充実を図ります。

(5) 教職員等の研修・情報交換の充実

現状と課題

- ◆学校教育課主導で、教職員研修等で専門性の高い講師を招聘する等、適時内容を検討 し、研修の充実を図っています。
- ◆北はりま特別支援学校のコーディネーターと連携して、教職員の指導力の向上を図っています。

施策の方向

◇現在の取組を継続し、専門的機関の支援を受けながら、「地域の子どもたちは、地域の 学校で育てる」ことを基本に、教職員などの専門的な指導力の向上にさらに努めてい きます。

【具体的な施策】

内容

- 教職員に県立特別支援教育センターの研修や特別支援教育コーディネーター研修等、 特別支援教育に関する各種講演会や研修会への参加を積極的に促し、指導力の向上に 努めます。
- 教職員研修等で専門性の高い講師を招聘するなど、研修の充実を図ります。
- 県立北はりま特別支援学校等、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、巡回指導を受けるなど、指導力の向上を図ります。

分野5<社会参加~みんな同じ、みんなが主役~>

基本目標7 誰一人取り残さないまちづくり





障がい者施策の推進に当たっては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標である、SDGs推進の取組とも軌を一にしています。

障がいのある人のみならず行政機関等・事業者といったさまざまな関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国は、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」を掲げており、本町も、取組を推進してきました。

現在、移動支援や福祉タクシー利用助成、のぎくバス、外出支援などの制度を実施していますが、本町において、公共交通機関の充実とバリアフリー化は十分とは言えません。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

す。

・自治会の活動や地域活動や地域で行われる行事などの参加は、「積極的に参加している」 (8.6%) と「時々参加している」(25.4%) を合わせた "参加している" が 34.0%、「ほとんど参加しない」(18.4%) と「まったく参加しない」(35.6%) を合わせた "参加しない"が 54.0%となっており、参加しない理由として、「参加したいと思う活動がない」・「現在、体調を崩している」が 13.4%と同率で最も高く、次いで、「一緒に参加する知り合いがいない」(9.6%)、「活動の内容や参加方法がわからない」(8.6%)となっています。・障がい者(児)が安心して住み続けられるまちづくりのために希望する取組は、「地域における相談・支援体制の充実」が 41.6%と最も高くなっており、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を前提とした、障がい者のアクセシビリティ向上を図ることが重要で

本町における、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、障がい者のコミュニケーションを確保し、積極的に活用できるよう、あらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

この計画では、点訳、朗読、手話通訳、要約筆記などの活躍によって人的な援助やまちづくりにおける配慮などを引き続き行い、「あたりまえ」を再認識し、障がい者が社会参加し、暮らし続けていくことができる地域づくりを支援するためにさらなる充実を図っていきます。また、生活環境の面では、すべての人が安心で安全なまちと実感できるように、バリアフリーのまちづくりに向けた具体的な取組を進めていきます。

(1)移動支援の推進

現状と課題

- ◆令和3年4月からのぎくバスの障がい者割引の対象に精神障がい者を追加しました。
- ◆持続可能な公共交通手段について検討を進めており、のぎくバスは令和2年3月末に 町内巡回コースを廃止し、西脇直行便だけの継続となり、ウイング神姫(旧:神姫グリ ーンバス)が中八千代線・中黒田線の運行を開始しました。
- ◆今後も、社会参加の促進のために、公共交通機関へ働きかけるとともに、現在の制度を 有効に組み合わせながら、移動支援の充実を図る必要があります。

施策の方向

◇社会参加の促進のために、公共交通機関へ働きかけるとともに、現在の制度を有効に 組み合わせる中で「移動できない障がい者を出さない」ための、移動支援の充実を図り ます。

【具体的な施策】

内容

○ その他の持続可能な公共交通手段について検討します。

(2) 余暇活動の充実

現状と課題

- ◆当事者団体の会員以外も対象にした自主的事業である、手をつなぐ育成会の療育活動 を支援しています。
- ◆障がい者スポーツ大会は継続して実施するとともに、常に障がい者の方々の視点に立って改善を図る必要があります。

施策の方向

- ◇当事者団体などと協力しながら、障がい者のための余暇活動の場を整備していくことと、既存の社会参加の場を、障がい者の視点でより充実させていきます。
- ◇障がい者団体やボランティア団体との意見交換などの場を多く持っていきます。

【具体的な施策】

内容

- 当事者団体の会員以外も対象にした自主的事業を推奨し支援します。
- 障がい者の参加しやすいスポーツの導入を検討します。
- 障がい者スポーツ大会は継続して実施するとともに、常に障がい者の方々の視点に立って改善していきます。
- 当事者の意見や要望を把握できるように、当事者団体との定期的な意見交換を継続します。
- 当事者団体の立ち上げや活動を支援します。

(3) 分かりやすい、利用しやすい情報提供

現状と課題

- ◆北はりま特別支援学校で保護者と懇談する他、令和4年度は「ほっこり」の再開に向けて元利用者宅を保健師と訪問する等、個人宅への訪問も視野に入れた情報提供に努めています。
- ◆役場が行う講演会や研修会などの場面には、手話通訳や要約筆記があってあたりまえ となるよう、今後も意識向上を図る必要があります。

施策の方向

◇情報提供においては、「伝える」ことよりも「伝わる」ことが大切です。そのため、サービスの種類としての「平等」ではなく、伝わるという点において「平等」であるための環境整備を進めていきます。

【具体的な施策】

内容

- 役場が行う講演会や研修会などの場面には、手話通訳や要約筆記があってあたりまえ となるよう関係各課への啓発を進めます。
- ボランティア団体と協力しながら、たかテレビの手話やテロップ対応を研究し、個別 配布も含めて行政情報をより分かりやすく伝えていきます。
- 障がい特性に絞った説明会の開催や、必要に応じて訪問による制度周知を進めます。
- 各種団体での説明会を継続実施し、その他説明や情報提供を必要とする団体や個人に も積極的に機会を設定します。

(4) 障がい別情報提供、コミュニケーション支援の充実

現状と課題

◆手話通訳者養成講座と要約筆記者養成講座は、手話通訳や要約筆記を学びたい人のス キルアップおよび底辺の拡大の両面から継続実施します。

施策の方向

- ◇社会参加のために視覚障がい者に配慮した情報提供の推進に努めます。
- ◇聴覚障がい者への通訳者派遣事業や通訳者設置事業などの制度の充実を図るため、登録者の拡大を図ります。

【具体的な施策】

内容

○ 手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座は、手話通訳や要約筆記を学びたい人のス キルアップおよび底辺の拡大の両面から継続実施します。

(5)情報バリアフリー化の推進

現状と課題

- ◆情報のアクセシビリティ向上のため、筆談用ボード・磁気ループ等、行政窓口のコミュニケーション支援ツール設置を推進しています。
- ◆日常生活用具給付事業では、次々に新しくなる情報支援機器に柔軟に対応していますが、平成 28 年度に地デジ対応ラジオを対象に追加して以降、追加品目はありません。
- ◆情報のアクセシビリティ向上のため、公共施設等の窓口に、UDトークやレルクリアといった、対話を文字化する機器の設置が求められます。

施策の方向

◇誰もが自由に情報の取得や発信ができるようにするために、その利用に配慮した機器 やシステムを日常生活用具に適用するなどの検討を行います。

【具体的な施策】

内容

- 日常生活用具給付事業では、次々に新しくなる情報支援機器に柔軟に対応します。
- 行政窓口のコミュニケーション支援ツール設置を推進します。

(6) バリアフリーのまちづくりの促進

現状と課題

- ◆障がいのある人もない人も誰もが、地域において安心して生活できるようにするため に、バリアフリー法や「兵庫県福祉のまちづくり条例」の関係法令などに基づき、バリ アフリーのまちづくりを促進しています。
- ◆オストメイト対応トイレ (アスパル・ベルディーホール) や視覚障がい者のための点字 ブロック、エレベーターの設置 (役場・両プラザ・アスパル・学校など) など、公共施 設の新設や改修時にバリアフリー化に努めています。

施策の方向

◇役場、学校をはじめとした公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、民間事業者 などの協力を得て、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

【具体的な施策】

内容

○ 公共施設のバリアフリー化を進めます。

第5章 国の「基本指針」とサービス体系

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)は、障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、本町では令和5 (2023) 年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■「基本指針」の主な改正概要(厚生労働省通知:令和5年5月19日)

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業 務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取 組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的 見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について 成果目標に設定
- ・都道府県の医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定

- ・地方公共団体の医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等 に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障がい者等に対する虐待の防止

・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市 町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町 村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の 意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

②障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

③障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

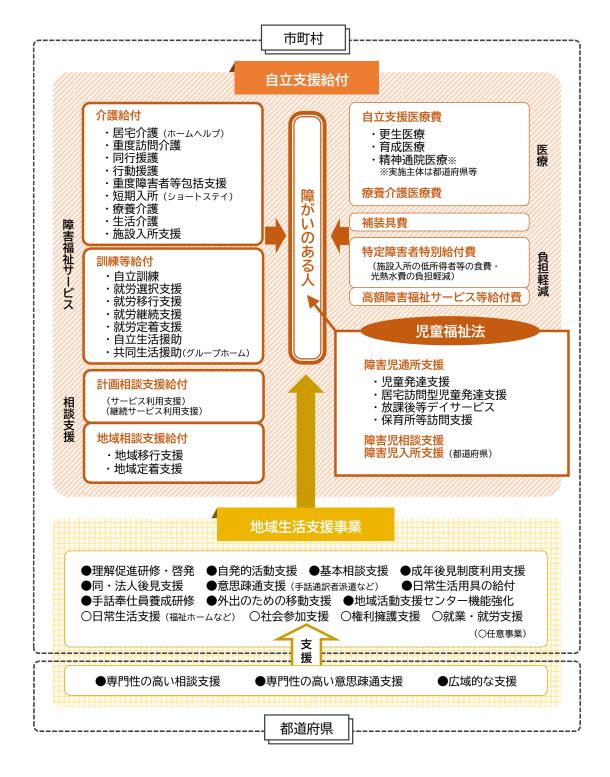
仰その他:地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 障がい福祉サービス等の体系

「障がい福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

■障がい福祉サービス等の体系(概念図)



第6章 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標について

本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
地域生活への移行	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
	令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各 市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整 備
	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3 年度実績の1.28倍以上(移行支援事業1.31倍以上、就労A型 概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上)
(3) 福祉施設から一般就労への 移行等	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50% 以上
1911 d	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用 終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労 定着支援事業所の割合を25%以上

項目	国の基準
	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各 圏域に少なくとも1か所以上設置
	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域 社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制を構 築
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
	令和8年度末までに県、各圏域又は各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・ 強化等	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行う
(6) 障がい福祉サービス等の質 を向上させるための取組に 係る体制の構築	ために必要な協議会の体制を確保 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの 質の向上を図るための取組に係る体制を構築

2. 成果目標に対する目標値

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8 (2026) 年度を目標年度 として、次の項目について目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとと もに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて5%以上削減する成果 目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がい者で、家族も高齢化していることが 多く、地域移行の必要性について、関係機関等と連携して、見極めを行い、地域移行に向け た支援に努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活への移行者数	0人	1人
施設入所者数の削減見込み	0人	1人

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などにより効果的な支援体制の構築を進めます。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標(令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
運用状況の検証・検討	0回/年	1 回/年
コーディネーターの配置人数	0人	0人

② 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズを把握するとともに、 その支援体制の整備を進めます。

項目	現状	目標(令和8年度)
強度行動障がいを有する者に関する支援ニー ズを把握する	_	把握する
強度行動障がいを有する者に関する支援体制 の整備	_	_

(3)福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28 倍以上(移行支援事業1.31 倍以上、就労A型概ね1.29 倍以上、就労B型概ね1.28 倍以上)とする成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
	移行支援事業	0人	1人
一般就労への移行者数	就労A型	0人	1人
	就労B型	0人	1人

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標(令和8年度)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	0.0% (0か所)	0.0% (0か所)

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用者数	0人	0人

④ 就労定着率

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間に おける就労定着率が 70%以上の就労定着支 援事業所の割合	0.0% (0か所)	0.0% (0か所)

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年 度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する成果目標については、そ の目標を達成するように努めます。

未設置市町においては、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する 体制を整備します。

項目	現状	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	0か所	0か所
児童発達支援センターと同等の機能を有する 体制の整備	整備済	整備済

② 障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制を構築

令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制の構築	_	構築する

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を1か所以上確保する成果目標については、その目標を達成するように 努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支 援事業所数	1か所	1 か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デ イサービス事業所数	1か所	1 か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度末までに、医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標(令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の 場の設置	1 か所	1 か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの 配置	0人	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保、また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	_	_
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制 の強化を図る体制を確保	_	_
協議会において、個別事例の検討を通じた地 域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に 必要な協議会の体制	_	_

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
障がい福祉サービス等の質の向上を図る取組 の体制	構築済	構築済

(7) 町から福祉施設等への優先発注

障がい者就労施設等を利用する障がい者が地域でより自立した生活を送れるよう、障がい 者就労施設等からの物品等の調達を促進していきます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
障がい者就労施設等からの物品の調達の促進	10件 5,000千円	10件 5,000千円

第7章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談 支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策につ いて次の通り設定します。

1. 訪問系サービス

項目	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(障害支援区分1以上)の居宅を訪問し、入浴、排せつ、 食事の介助や調理、掃除等の家事援助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者であって(障害支援区分4 以上)、常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介助、 外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動の困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障がい者 (障害支援区分3以上)に、 行動する際に生じる危険回避のための援護や外出時における移動 中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な重度障がい者(障害支援区分6)に、居宅介護や その他複数の幅広いサービスを組み合わせた包括的な支援を行い ます。

■実績と見込み量

項目単			実績		見込み		
	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8年度
尼夕人猫	人/月	19	21	21	21	22	22
居宅介護	時間/月	205	233	233	236	240	243
垂曲社明人猫	人/月	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護 時間/月	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	3	3	3	3	3	3
P111抜喪	時間/月	30	27	30	30	30	30
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
11 助拔設	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等	人/月	0	0	0	0	0	0
包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

【居宅介護】

町内に2つの事業所があり、今後も20人前後の利用を見込みます。また、知的障がい、 精神障がいの特性を理解し、対応できる従事者(ヘルパー)の養成・確保に努めるため、 兵庫県や関係機関が実施する研修に関する情報を事業所と共有し、サービスの向上に努 めます。

【重度訪問介護】

平成26年度以降、利用者がいない状況で、利用が見込めない状況です。

【同行援護】

平成29年度以降、3人前後の利用であり、今後も同様の利用を見込みます。

【行動援護】

町内に事業所がなく、開設の情報もありません。よって、利用者がおらず、利用が見込めない状況です。必要な利用者については、移動支援(地域生活支援事業)で同等のサービスを提供していきます。

【重度障害者等包括支援】

町内に事業所が1か所ありましたが、平成26年3月に廃止となっています。利用者がおらず、利用が見込めない状況です。

2. 日中活動系サービス

項目	内 容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者(障害支援区分3以上、50歳以上は2以上)に、主として日中に、事業所などで入浴、排せつ、食事の介護等や創作的活動などの機会を提供します。 施設入所者も併用可能(障害支援区分4以上、50歳以上は3以上)です。
自立訓練(機能訓練)	身体機能・生活能力の維持向上等のために必要な理学療法・作業療法・リハビリテーションや生活に必要な助言などの支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	生活能力の維持向上等のために、入浴、排せつ及び食事といった日 常生活を営むための訓練や助言などを行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や 適性等に合った選択を支援するサービス。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、訓練や求職活動に関する支援、就職後 の職場定着のための支援を一定期間行います。65歳以上は一定の要 件があります。
就労継続支援A型	企業等への就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づき、事業所へ の通所により就労の機会や生産活動の機会提供や訓練などを行いま す。65歳以上は一定の要件があります。
就労継続支援B型	企業等への就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している人などに、事業所への通所により就労の機会や生産活動の機会提供や訓練などを行います。
就労定着支援	企業等に雇用された障がい者が、就労に伴う環境変化で生じる生活 面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行 いながら就労定着に向けた相談や助言などを行うサービス。
療養介護	病院等において、医療と常時介護を必要とする障がい者(障害支援 区分5以上、または区分6)への機能訓練、療養上の管理、看護、 介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気などで介護できない場合(障害支援区分1以上)に、 短期間、施設へ入所して、入浴、排せつ及び食事の介護などを行い ます。

(令和5年度の数値は見込み)

■実績と見込み量

			実績			見込み	
項目	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
上 泛人莲	人/月	56	60	61	62	63	64
生活介護	人日/月	1,035	1,076	1,147	1,180	1,195	1,210
(うち重度障がい者数)	人/月	_	47	48	48	49	50
古 共訓(神 / 操(松)訓(神)	人/月	0	0	1	1	1	1
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	20	20	20	20
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	5	5	5	5	5
日 立 訓練 (生 石 訓練)	人日/月	63	61	61	75	75	75
就労選択支援	人/月		1	1	1	0	0
就労移行支援	人/月	1	2	4	4	5	5
机力物1] 又按	人日/月	15	28	53	64	80	80
就労継続支援A型	人/月	26	30	32	33	34	34
机力	人日/月	487	550	576	630	650	650
 就労継続支援B型	人/月	76	73	73	73	74	74
	人日/月	1,240	1,162	1,200	1,200	1,220	1,220
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	8	8	8	8	8	8
短期入所	人/月	14	14	14	14	15	15
(ショートステイ)	人日/月	92	81	84	84	90	90
(うち重度障がい者数)	人/月	_	8	8	6	6	6

■見込み量の確保策

【生活介護】

平成30年度以降、利用者数はわずかに増加傾向にあり、令和6年度に62人を見込み、 以後、毎年1名の増加を見込みます。

【自立訓練(機能訓練)】

平成27年度に1人の利用実績があって以後、利用がありませんでしたが、令和5年9月から1人の利用があります。今後も、1名の利用を見込みます。

【自立訓練(生活訓練)】

近年、5人前後の利用があり、今後も同様の利用を見込みます。

【就労選択支援】

令和7年度から始まるサービスで、町内に事業所がなく、開設の情報もありません。利用者がいない状況で、令和7年度以降、利用を見込みません。

【就労移行支援】

近年、特別支援学校の高等部を卒業して就職を目指すなかで、アセスメントを受ける人が毎年数人いる他、一般企業等への就労を希望する人がわずかに増加傾向にあります。よって、令和6年度に4人を見込み、以後、毎年5人を見込みます。

【就労継続支援(A型)】

令和4年度以降、30人を超える利用となっています。サービスの利用者数は、回復傾向にあり、令和6年度に33人を見込み、以後、毎年34人を見込みます。

【就労継続支援(B型)】

一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力 の向上を図る訓練、あるいは特別支援学校卒業生の進路先としての需要は今後も続くこ とが予想されます。そこで、今後も同様の利用を見込みます。

【就労定着支援】

町内に事業所がなく、開設の情報もありません。利用者がいない状況で、令和6年度以 降、利用を見込みません。

【療養介護】

近年、8人前後の利用があり、今後も同様の利用を見込みます。

【短期入所】

毎年利用者が増加傾向にありましたが、令和2年度にコロナ禍で利用が減少しました。 令和6年度以降は、サービスの利用者数が回復傾向にあり、令和6年度に14人を見込み、 以後、毎年15人を見込みます。

3. 居住系サービス

項目	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援(相談・助言など)を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談をはじめ、入浴や 食事、排せつ、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設で、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介助などを行い ます。日中に利用されるサービスによって、一定の要件があります。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

15 日 当 H		実績			見込み		
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	21	22	29	30	32	34
(うち重度障がい者数)	人/月	_	_	_	_	_	_
施設入所支援	人/月	27	26	26	25	25	24

■見込み量の確保策

【自立生活援助】

平成30年にスタートしたサービスで、町内に事業所がなく、開設の情報もありません。 利用者がいない状況で、令和6年度以降、利用を見込みません。

【共同生活援助】

近年、近隣市町で事業所が開設され、利用者が増加傾向にあります。本町においても、 この計画期間内に1か所の開設を見込み、利用の増加を見込みます。

【施設入所支援】

施設入所者数については、今後、地域移行を進めることにより施設入所者が減少すると 見込んで、目標値を設定しました。

4. 相談支援

項目	内 容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の 作成、利用状況の検証及び利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい 者に、地域生活に移行するための住居の確保や活動の相談などを行 います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や居宅において単身等で生活している障がい者に対し、連絡体制を確保し、障がい特性に起因した緊急の事態に、相談や支援を行います。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

	実績			見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	30	32	32	33	33	33
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

【計画相談支援】

わずかに増加すると見込み、令和6年度以降に33人を見込みます。

【地域移行支援・地域定着支援】

町内に事業所がなく、開設の情報もありません。利用者がいない状況で、令和6年度以 降、利用を見込みません。

5. 発達障がい者等に対する支援

(1)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の 受講者数及び実施者数

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目	単位	実績			見込み			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
受講者数(保護者)	人/年	0	0	0	0	3	3	
実施者数(支援者)	人/年	_	_	0	0	1	1	

■見込み量の確保策

当事者の意見を参考に、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援体制 の整備を進めていきます。

(2) ペアレントメンターの人数

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目	単位	実績			見込み		
		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
ペアレントメンターの 人数	人/年	0	0	0	0	1	1

■見込み量の確保策

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。

本町は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援体制の整備を進めていくとともに、当事者団体等と連携してペアレントメンターを養成する体制の整備を進めていきます。

(3) ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目	単位	実績			見込み		
		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
ピアサポートの活動へ の参加人数	人/年	0	0	3	3	3	3

■見込み量の確保策

ピアサポートとは、仲間同士の支えあいのことであり、障がい領域におけるピアサポート活動が拡がりをみせていることから、ピアサポート活動の周知に努めます。

町内には、親や家族が集える居場所として「れもんの木」や「Uniqids」があり、情報やさまざまな感情を共有する場として機能しています。

6. 精神障がいに対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者の方も住みなれた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいたも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項	目	内 容
	協議の場の 開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の 一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健・医療・福 祉関係者によ る連携体制の 強化	協議の場への 関係者の参加 者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。
J& L	協議の場にお ける目標設定 及び評価の実 施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の	地域移行支援	
精神障がい者の	地域定着支援	 それぞれのサービスについて、現在利用している精神障が
精神障がい者の	共同生活援助	い者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい 者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案
精神障がい者の自立生活援助		して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の訓練)	自立訓練(生活	

(1)保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目	単位		実績		見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
協議の場の開催	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

現在、加東健康福祉事務所を中心に北播磨圏域の5市1町で「北播磨圏域精神障害者地域移行・地域定着連絡会議」を設けて協議をしています。それに加えて今後は本町でも協議の場を設け、協議を進めていきます。

② 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目				実績		見込み			
		単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
保健関係者	i	人/年	1	1	1	1	1	1	
医療機関	精神科	人/年	0	0	0	0	0	0	
	精神科以外	人/年	0	0	0	0	0	0	
福祉関係者	i	人/年	2	2	2	2	2	2	
介護関係者	i i	人/年	0	0	0	0	0	0	
当事者及び	家族等	人/年	0	0	0	0	0	0	

■見込み量の確保策

協議の場には、保健関係者と福祉関係者が参加して協議を進めていきます。

③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目	単位		実績		見込み		
		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
目標設定及び評価の 実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1

■見込み量の確保策

精神障がい者の方が住みなれた地域で暮らし続けられるように、支援体制を構築するための目標設定と評価を行います。

(2)精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、 自立訓練(生活訓練)

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目	単位		実績		見込み			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
精神障がい者の 地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0	
精神障がい者の 地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0	
精神障がい者の 共同生活援助	人/月	2	3	5	5	6	7	
精神障がい者の 自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0	
精神障がい者の 自立訓練(生活訓練)	人/月	-	2	2	2	2	2	

■見込み量の確保策

精神障がい者の地域移行を支援するため、地域移行後の生活を支援するための利用を見込みます。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

項目	内 容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する 訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所 の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組 の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 の見込みをそれぞれ設定します。
協議会における個別事例の検 討を通じた地域のサービス基 盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定します。

(1) 基幹相談支援センターの設置

■実績と見込み量

項目	単位	実績			見込み		
		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センター の設置	有無	無	無	無	無	無	無

■見込み量の確保策

町内に相談支援事業所が3か所しかなく、相談支援専門員も5人と少ない状況です。 基幹相談支援センターの設置に向けての人員確保が難しい状況です。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
基幹相談支援センター による地域の相談支援 事業所に対する訪問等 による専門的な指導・ 助言件数	件/年	1	0	0	0	0	0	
地域の相談支援事業所 の人材育成の支援件数	件/年	_	0	0	0	0	0	
地域の相談機関との 連携強化の取組の実施 回数	回/年	_	0	0	0	0	0	
個別事例の支援内容の 検証の実施回数	回/年	_	0	0	0	0	0	
基幹相談支援センター における主任相談支援 専門員の配置数	人/年	_	0	0	0	0	0	

■見込み量の確保策

基幹相談支援センターの設置に向けての人員確保が難しい状況で、見込みません。

(3)協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

項目			実績		見込み			
	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
協議会における相談支 援事業所の参画による 事例検討実施回数	回/年	1	0	0	0	2	2	
事例検討参加事業者・ 機関数	関係 機関数	-	0	0	0	3	3	
協議会の専門部会の 設置数	部会数	-	2	2	2	3	3	
協議会の専門部会の 実施回数	回/年	_	2	6	2	6	10	

■見込み量の確保策

現在、多可町障害福祉サービス等事業所連絡会そうだん部会において、情報共有やケース検討を行っています。

今後は、このそうだん部会を多可町障害者総合支援協議会の部会として移行し、ケース 検討からサービス基盤の開発・改善につなげていきます。

8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化を目指します。

項目	内容
障がい福祉サービス等に係る各種 研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研 修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等シス テムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を 分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有 する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

	単位	実績			見込み		
項目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
県が実施する障がい福 祉サービス等に係る研 修その他の研修への職 員の参加人数	人/年	6	7	4	4	4	4

■見込み量の確保策

兵庫県が実施する障がい福祉サービスや権利擁護等に関する研修に職員が参加します。

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

	単位	実績			見込み		
項目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
審査結果を分析してそ の結果を活用し、事業 所や関係自治体等と共 有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
事業所や関係自治体等 と共有の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

障がい福祉業務総合支援ソフトによる審査結果の分析はしていますが、事業所や関係自 治体等と共有はできておらず、共有のための指針を定めることで、今後の情報連携につな げていきます。

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

■多可町が実施する地域生活支援事業

	項	目		事業
			理解促進研修・啓発事業	
				自発的活動支援事業
				相談支援事業
	必須事	業	成年後見制度利用支援事業	
χi			成年後見制度法人後見支援事業	
必			意思疎通支援事業	
				日常生活用具給付等事業
				手話奉仕員養成研修事業
				移動支援事業
				地域活動支援センター事業
				日中一時支援事業
				障がい児タイムケア事業
				生活訓練等事業
				社会参加促進事業
		事	事 業	(障がい者スポーツ大会)
任	意			(知的障がい者スポーツ教室等)
				訪問入浴サービス事業
				福祉ホーム事業
				自動車運転免許取得費助成事業
				自動車改造費助成事業
				奉仕員養成研修事業(手話通訳、要約筆記等)

- ※「必須事業」とは、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービス が位置づけられているため、未実施の場合はできるだけ速やかに実施する必要がある事業です。
- ※「任意事業」とは、必須事業以外で地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のことです。

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の 住民の理解を深める研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。第5期と同様 に第6期でも継続して実施します。

■実績と見込み量

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
理解促進研修· 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	

■見込み量の確保策

「広報たか」、「たかテレビ」、各種案内を通じて研修会やイベントの開催の周知を行い、 制度や権利擁護等についても啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民が地域において自発的に行う活動を支援する事業です。第 5期と同様に第6期でも継続して実施します。

■実績と見込み量

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	

■見込み量の確保策

「れもんの木」や「Uniqids」など、親や家族が集える居場所を作って自発的に活動されており、活動が継続するよう支援していきます。

(3) 相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業です。

【障がい者相談支援事業】

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮ら しの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サ ービス等に結びつけていくための相談支援を行います。

【基幹相談支援センター】

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい) 及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、地域 移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止などの業務を行い ます。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

一般的な相談支援事業に加え、専門的なカウンセリングを要する事例への対応のため、 専門の職員を配置した相談窓口を設置し、相談支援機能の強化を図るものです。

【住宅入居等支援事業】

障がいのある人の地域生活を支援するため、賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などの支援を行います。

■実績と見込み量

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	設置の 有無	無	無	無	無	無	無	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	

■見込み量の確保策

【障がい者相談支援事業】

現在、養徳会に委託して設置した多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業を展開しています。

【基幹相談支援センター】

基幹相談支援センターを設置するためには、他の相談支援事業所等への指導・助言や権利擁護に関する専門的な人材のさらなる確保が必要と考えていますが難しい状況です。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

現在、養徳会に委託して設置した多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業を展開しています。

今後も他の相談支援事業者との連携を図り、多様なニーズに対応できる体制を構築していきます。

【住宅入居等支援事業】

これまでに実績はありませんが、今後、ニーズがあれば、必要な支援につなげていきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用などの契約や財産管理などを行う「成年後見人」の利用を支援します。身寄りのない人には、町長が申し立てをすることや成年後見に必要な費用の助成を行うなど障がい者の権利擁護を図ります。親と同居の障がい者が多いなかで「親亡き後」の障がい者の生活の支援を行うものとしても期待されています。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
成年後見制度利用支援 事業	人	0	0	0	1	1	1	

■見込み量の確保策

令和5年度に町長申し立てを1件しました。今後は中核機関の設置を進め、成年後見制度やこの支援事業の周知を図ることで、令和6年度以降、毎年1人を見込みます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う体制を整備するため、研修の提供などにより、市民後見人の活用を含め、法人後見実施団体の活動を支援します。

これまでに実績はありませんが、関係機関が実施する研修に関する情報を事業所と共有しながら、制度の趣旨に見合う支援を行っていきます。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
成年後見制度法人後見 支援事業	人	0	0	0	0	0	0	

■見込み量の確保策

成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を図る段階であり、市民後見人の育成の進め方や法人後見を担える環境の整備については近隣市町と連携しながら検討します。

(6) 意思疎通支援事業

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人 に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

【手話通訳者設置事業】

聴覚障がい者などのコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を公的機 関に設置する事業です。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
手話通訳者、要約筆記者 派遣事業実利用件数	件/年	52	39	40	50	50	50	
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	1	1	1	

■見込み量の確保策

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

ここ数年の実績をみると、40 件から 50 件前後で推移しています。今後も同様の利用があると見込みます。

【手話通訳者設置事業】

令和元年5月に設置手話通訳者が退職した後、後任の手話通訳者を探しています。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、 日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

【介護訓練支援用具】

電動ベッドや移動用リフトなど主に身体介護に要するもの

【自立生活支援用具】

入浴補助用具や特殊便器など、自立生活を支援するもの

【在宅療養等支援用具】

ネブライザー (※1) やたん吸引器など在宅で療養する際に用いるもの

【情報・意志疎通支援用具】

点字器やファックスなどコミュニケーションや情報収集に用いるもの

【排せつ管理支援用具】

ストマ用装具(※2) や紙おむつなど排せつ管理を支援するもの

【住宅改修費】

段差の解消など生活動作を円滑にするための住宅改修

- ※1 喘息の患者が薬剤を経口吸入する器具
- ※2 造設した人工膀胱、人工肛門で排せつされる尿、便を貯める装具

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	3	1	1	1	
自立生活支援用具	件/年	3	2	5	4	4	4	
在宅療養等支援用具	件/年	6	3	5	5	5	5	
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	3	3	3	
排せつ管理支援用具	件/年	535	543	550	550	550	550	
住宅改修費	件/年	3	1	2	2	2	2	

■見込み量の確保策

排せつ管理支援用具 (ストマ用装具) の利用が多く、今後も同様の利用があると見込みます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話通訳者の前段階となる手話奉仕員を増やすため奉仕員養成研修を行います。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8年度	
手話奉仕員養成研修 事業	登録者数	3	3	3	3	3	3	

■見込み量の確保策

本町独自の手話奉仕員養成研修を継続します。また、手話通訳者の登録を目指し、広域で 行っている研修事業を継続します。聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を支援する ために意思疎通支援者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。

(9)移動支援事業

単独での外出が困難な障がい者に、ガイドヘルパーによる社会参加等のための外出支援を 行います。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

		実績			見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実利用者数	人/年	4	6	6	6	6	6	
延利用時間数	時間/年	77	92	100	100	100	100	

■見込み量の確保策

町内1か所、町外数か所の事業所がこの事業を行っており、今後も同様の利用があると見込みます。

(10) 地域活動支援センター

日中、地域活動支援センターに通い、創作的活動や生産活動を行うことで社会との交流を 促進します。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
地域活動支援センター	か所	0	0	0	0	0	0	
(町内)	人/年	0	0	0	0	0	0	
地域活動支援センター	か所	2	2	2	2	2	2	
(町外)	人/年	7	4	4	4	4	4	

■見込み量の確保策

町内に地域活動支援センターはなく、町外にある2事業所を利用している状況で、今後 も同様の利用があると見込みます。

任意事業

(1)日中一時支援事業

自宅で介護を行う家族の休息などのために、日中、障がい福祉サービス事業所などで障がい者や障がい児を一時的(日帰り)に預かり、見守りや日常的な訓練などを行います。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
実利用者数	人/年	15	16	16	16	16	16	

■見込み量の確保策

主に、町内の4事業所、町外の2事業所の利用があり、今後も同様の利用があると見込みます。

(2) 障がい児タイムケア事業

学齢期の児童(幼稚園~高校3年生)が学校下校後に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援と家族の一時的休息を目的として預かりサービスを提供します。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績		見込み			
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実利用者数	人/年	10	8	8	8	8	8	

■見込み量の確保策

町内に事業所が1か所あり、今後も同様の利用があると見込みます。

(3) 生活訓練等事業

精神障がい者の社会復帰のきっかけづくり、また家族の負担軽減を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

		実績			見込み		
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用者数	人/年	0	46	48	48	48	48

■見込み量の確保策

休止していた精神障がい者社会復帰事業ですが、(株)ネクステの協力の下、令和4年6 月から「ほっこり」という名称で再開しました。今後も同様の利用を見込みます。

(4) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇などに資する障がい者スポーツ大会や各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

		実績			見込み		
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者スポーツ大会	参加者数	中止	中山	160	160	160	160
知的障がい者スポーツ 教室等	回/年	8	32	48	48	48	48

※障がい者スポーツ大会の参加者数は、障がい者、家族、スタッフの合計人数

■見込み量の確保策

【障がい者スポーツ大会】

障がい者の方々も年々高齢化していくなかで現状の参加者数を維持することが難しい 状況ではありますが、障がいによって有利不利の生まれない種目を常に障がい者の目線 で考え、誰もが参加して楽しめる大会になるように努めます。およそコロナ禍前の参加者 数(スタッフを含む)を見込みます。

【知的障がい者スポーツ教室等】

手をつなぐ育成会への委託事業を継続実施し、ニーズ把握を育成会とともに進めながら、また、ボランティアの協力を得ながら、教室の充実を図ります。およそコロナ禍前の 開催数を見込みます。

(5) その他の地域生活支援事業

【訪問入浴サービス事業】

入浴が困難な在宅の障がい者の居宅を訪問し、入浴車による入浴の介護を行います。

【福祉ホーム事業】

低額な料金での居室の利用と日常生活に必要な支援を提供します。

【自動車運転免許取得費助成事業】

身体・知的・精神の障がいのある人に就労と行動範囲の拡大のため、自動車の運転免許 を取得した場合の費用の一部を助成します。

【自動車改造費助成事業】

就労などに伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の 一部を助成します。

【奉仕員養成研修事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある人に、奉仕員としてボランティアができる人材の育成を行います。(手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員など)

■実績と見込み量

		実績			見込み		
項目	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
福祉ホーム事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得費 助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

第8章 障がい児福祉サービスの見込みと確保策

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

本町では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制を 推進するとともに、障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設 定します。

1. 障害児通所支援、障害児相談支援等

項目	内 容
児童発達支援	療育の観点から集団教育及び個別療育を行う必要がある未就学の 障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知 識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童 (中高含む) に、授業の終了後又は 学校の休業日において、生活能力向上に必要な訓練や社会との交 流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅 を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の 作成、利用状況の検証及び利用計画の見直しを行います。
医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整す るコーディネーターの配 置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

(令和5年度の数値は見込み)

			実績			見込み		
項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
児童発達支援	人/月	1	1	3	3	4	5	
光里光连义拨 	人日/月	3	7	11	36	48	60	
放課後等デイサービス	人/月	9	10	10	11	12	13	
	人日/月	97	112	120	132	144	156	
/D -4-31 66-34-00	人/月	0	0	0	0	0	0	
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達	人/月	0	0	0	0	0	0	
支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	人/月	3	3	3	3	3	3	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1	

■見込み量の確保策

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

児童発達支援、放課後等デイサービスともに、町内には障がい児(重症心身障がい児)が利用する事業所が1か所ありますが、障がい児(重症心身障がい児を除く)が利用する事業所がありません。この計画期間において、障がい児(重症心身障がい児を除く)が利用する事業所が、それぞれ1か所開設されることを見込み、利用の増加を見込みます。

【保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援】

町内に事業所がなく、開設の情報もありません。よって、利用者がおらず、利用が見込めない状況です。

【障がい児相談支援】

障がい児に係るサービスの利用は若干増加傾向と考えますが、今後は同程度の利用と 考えます。

【医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置】

令和6年度の配置に向けて、人材の確保や体制の整備などについて検討します。

第9章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

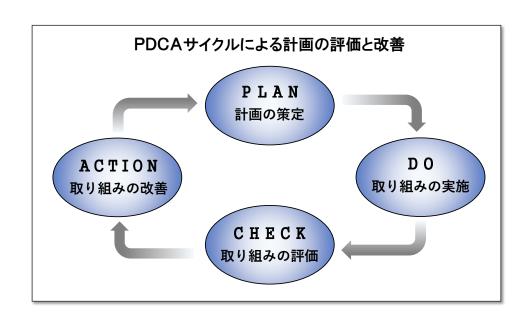
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、 進捗状況および成果を点検・評価した上で(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、 PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況および成果に関する点検・評価については担当課が関係部署と連携して 行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、多可町障害者総合支援 協議会に意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



第10章 資料編

多可町障害者総合支援協議会条例

平成 28 年3月 29 日条例第 15 号 改正 平成 29 年3月 27 日条例第 16 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、多可町障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。
- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 障害者総合支援法第88条第8項及び第9項に規定する事項を処理すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 18 条第 1 項に規定する事項を処理すること。
- 2 協議会は、障害者差別解消法第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会と する。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (3) 障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)及びその家族
- (4) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の 職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会 長が選出されていないときは、町長が行う。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第7条 障害者基本法第 11 条第3項の規定に基づく町障害者計画及び障害者総合支援法第 88条第1項の規定に基づく町障害福祉計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置く ことができる。
- 3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。 (守秘義務)
- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 27 日条例第 16 号抄)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町障害者総合支援協議会条例施行規則

平成 28 年 3 月 29 日規則第 19 号

(趣旨)

第1条 この規則は、多可町障害者総合支援協議会条例(平成 28 年多可町条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の組織)

- 第2条 条例第7条第1項に規定する計画検討部会は、委員10人以内をもって組織する。 (部会の部会長及び副部会長)
- 第3条 前条の部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

- 第4条 第2条の部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集する。ただし、部会 長及び副部会長が選出されていないときは、条例第5条第1項に規定する会長が行う。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が多可町障害者総合支援協議会の意見を聴いて定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月31日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

多可町障害者総合支援協議会 計画検討部会委員名簿

NO	団体名	役職	氏名
1	兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科	准教授	朝比奈 寛正 (部会長)
2	多可町社会福祉協議会	事務局長	髙原 誠 (副部会長)
3	北はりま特別支援学校	校長	多田 由紀子
4	加東健康福祉事務所 監査・福祉課	課長	大西 幹文
5	多可町身体障害者福祉協会	会長	小谷 隆亮
6	多可町手をつなぐ育成会	会長	吉本 優
7	白ゆり会家族会	地区役員	藤原 節夫
8	特定非営利活動法人やちよ	理事長	工古田 隆夫
9	就労継続支援A型事業所 ネクスト	サービス管理責任者	永﨑 久仁
10	北播磨障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当	神納 伸午

SDGSの視点を取り入れた施策の推進

国連で採択されたSDGsに対し、本計画でどのような考え方を視野に入れて施策と関連づけているかを以下に示します。

	SDGsにおけるゴール	取組方針
1 第四名 なくそう	貧困をなくそう	貧困に限らず、高齢者・障がい者・子どもなどへ の経済的支援にも取り組みます。
2 如策を ぜいに 【【【【	飢餓をゼロに	食・栄養に限ることなく、妊娠期から出産、育児までのケア、乳幼児の保育や子育て家庭への経済的支援にも取り組みます。
3 すべての人に 健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	保健・医療・福祉全般において、社会的な制度に 限らず、住民の主体的な健康づくりや社会参加へ の支援にも取り組みます。
4 質の高い教育を みんなに	質の高い教育をみんなに	義務教育の提供はもとより、乳幼児期、青少年の 育成や、高齢期までの人生にわたる生涯学習の取 組などにも取り組みます。
5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう	男女共同参画社会の実現に向けた取組の他、基本的人権の尊重にも取り組みます。
6 安全な水とトイレ を世界中に	安全な水とトイレを世界中に	上下水道の事業はもとより、ごみ・し尿処理、不 法投棄対策、水質保全といった環境衛生対策にも 取り組みます。
7 エネルギーをみんなに ししてクリーンに	エネルギーをみんなにそし てクリーンに	生活に必要な電気・ガスなどのエネルギーについて、国・県及び民間事業者などと連携しながら、 必要量を確保するよう努めます。
8 単きかいも お京原長 8	働きがいも経済成長も	産業振興や雇用対策の他、雇用環境の改善や障がい者や高齢者の就労・社会参加などにも取り組みます。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつ くろう	1次~3次産業の環境整備はもとより、6次産業化への支援、人材育成、技術向上、商品開発、販路の開拓など、本町の産業振興全般に取り組みます。

	SDGsにおけるゴール	取組方針
10 APBOTH# 6 6 C C C C C C C C C C C C C C C C C	人や国の不平等をなくそう	年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないように取り組みます。
11 在AEPP	住み続けられるまちづくりを	自然環境、土地利用、インフラ整備、環境衛生、 生活環境、防災、消防、交通安全、防犯など、 安全・安心に暮らせるまちづくり全般に取り組 みます。
12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	生産者は限りある資源の有効利用、小売業や消費者はごみの減量や食品ロス対策、リサイクル向上など、環境への負荷を減らす循環パターンの確立に取り組みます。
13 复核歪動に 具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を	温室効果ガス排出量の削減につながる太陽光 発電などの再生可能エネルギーの利用促進、森 林の保全など、カーボンニュートラル達成に向 けた対策に取り組みます。
14 海の最かさを 守ろう	海の豊かさを守ろう	海・山・川の自然はつながっており、海洋と海 洋資源を保全するためにも、あらゆる自然環境 の保全に努めます。また、海洋資源の乱獲を防 ぎ、資源管理型漁業を推進します。
15 Roady 86 975	陸の豊かさも守ろう	14の「海の豊かさを守ろう」と同じ視点から、森林をはじめ、あらゆる自然環境の保全に努めます。
16 ##E ΔΙΈ Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε Ε	平和と公正をすべての人に	年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗 教、経済状態などによる差別、暴力、虐待を防 ぐため、権利擁護に取り組みます。
17 バートナーシップで 日報を表別しよう	パートナーシップで目標を達成 しよう	地域と行政との協働をはじめ、広域連携による 業務改善やサービスの提供に努め、持続可能な まちづくりに取り組みます。

第4期多可町障がい者基本計画 第7期多可町障がい福祉計画 第3期多可町障がい児福祉計画

発行・編集:多可町 福祉課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地

TEL: 0795-32-5120 FAX: 0795-30-2526

発行年月:令和6年1月